

埼玉県 青少年健全育成・ 支援プラン

平成 30 年度 2018 ~ 平成 34 年度 2022



次代を担う青少年が心身ともに 健やかに成長し、自立・活躍できる 社会の実現を目指して



近年、少子高齢化、情報化、グローバル化の進展などにより、青少年を取り巻く環境はかつてないスピードで変化しています。

また、AIやロボット技術の進化、普及が急速に進み、10年後には今の仕事の半分はなくなるともいわれています。

先行きが予測できないこれからの時代に、青少年が将来の展望を持って力強く生きていくためには、やり抜く力や創造力などの非認知能力を高めていくことが重要だと私は考えています。

また、非行や貧困、ひきこもりなど、困難な事情を有する青少年の問題は、依然として深刻です。インターネットやスマートフォンの普及は便利さをもたらす一方で、有害な情報も氾濫し、トラブルや犯罪に巻き込まれる事件も絶えません。

これらの問題には家庭の事情や地域社会における人間関係の希薄化など様々な要因が複雑に交錯しており、福祉、教育、労働、警察などの関係機関が連携し、きめ細かく対応していく必要があります。

県では、このような青少年を取り巻く現状や課題を踏まえ、平成30年度から5年間を計画期間とする「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を策定しました。

このプランは、「明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援」、「困難を有する青少年への支援」、「青少年の健やかな成長を支える環境の整備」の3つを基本目標としています。

私は、この計画に基づき青少年健全育成・支援施策を総合的に推進し、「次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立・活躍できる社会の実現」に向けて全力で取り組んでまいります。

青少年の健全育成には、県や市町村の取組はもとより、家庭、学校、地域が一体となって取り組むことが重要です。県民の皆様には更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、青少年健全育成審議会において専門的な見地から熱心に御議論いただくとともに、県民の皆様から多くの貴重な御意見をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成30年6月

埼玉県知事 上田清司

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	2
2 位置付け	2
3 期間	3
4 対象者	3
第2章 青少年を取り巻く環境と課題	5
1 青少年を取り巻く社会環境	6
2 青少年を取り巻く家庭・地域環境	11
3 青少年をめぐる現状と課題	15
第3章 基本理念と基本目標	25
1 基本理念	26
2 基本目標	26
第4章 プランの体系	29
第5章 施策の展開	33
基本目標Ⅰ 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援	34
施策の方向性1 豊かな人間性や社会性を育むための支援	34
施策の方向性2 社会参加及び自立への支援	37
基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援	40
施策の方向性1 困難な状況に応じた支援	40
施策の方向性2 青少年の非行対策	45
基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える環境の整備	47
施策の方向性1 青少年を育む家庭・学校・地域の環境整備	47
施策の方向性2 青少年を取り巻く社会環境の整備	50
参考資料	53
1 指標一覧	54
2 埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年条例第28号）	56
3 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）	67
4 用語の解説	72

第1章

基本的な考え方

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展の中で社会経済情勢は大きく変化しており、青少年を取り巻く状況も様々な問題が生じています。

非行、ニートやひきこもり、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有する青少年の問題は、依然として深刻です。

また、スマートフォン等の急速な普及が、青少年の生活や環境にも大きな影響を与えており、犯罪に巻き込まれたり、インターネットの長時間利用なども課題となっています。

こうした状況を踏まえ、青少年が夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

本県では、昭和48年度から青少年の健全育成に関する総合的な計画として、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」（以下「本プラン」という。）を策定しています。

次代を担う青少年の健やかな成長は、全ての県民の願いであるとともに責任でもあります。

そこで、県民一人一人が青少年の健全育成に対する関心を高めるとともに青少年育成団体等の活動促進の一助となるなど、地域全体で青少年の健やかな成長に向けた取組が一層推進されるよう、本プランを策定しました。

2 位置付け

- (1) 埼玉県青少年健全育成条例第4条に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画として策定します。
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第8条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」の基本理念を踏まえたプランとし、同法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」としても位置付けます。
- (3) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－」を具体的に推進する分野別計画として位置付けます。

3 期間

平成 30 年度 (2018 年度) から平成 34 年度 (2022 年度) までの 5 年間

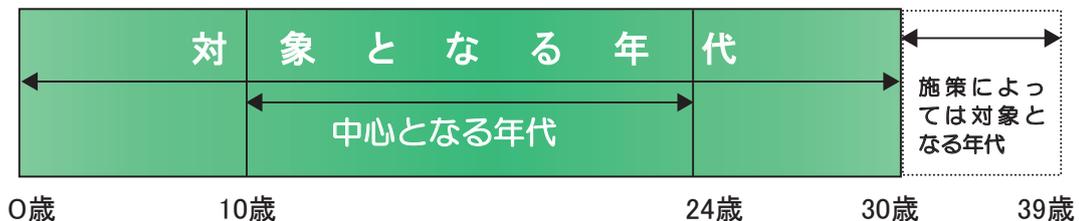
4 対象者

本プランの対象者は、おおむね 30 歳未満とします。

ただし、最近の社会情勢や子ども・若者育成支援推進法の趣旨も鑑み、施策によっては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する 30 歳代も対象とします。

また、青少年健全育成や非行防止に関する取組については、おおむね小学校高学年から大学生までが対象となることを踏まえ、本プランの中心となる対象年齢は、おおむね 10 歳から 24 歳とします。

なお、本プランでは「青少年」という用語を使用していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「子供」等の用語を併用します。



◇ 参考 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分

法令等の名称	呼称	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳以上の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童 (小学校)	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒 (中学校)	小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法(注)	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男：満18歳以上の者 女：満16歳以上の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
	未成年者	民法上の未成年者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (児童買春・児童ポルノ禁止法)	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット環境整備法)	青少年	18歳未満の者
子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期、学童期及び思春期の者
	若者	思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。
	青少年	乳幼児期から青年期までの者
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生の者
	思春期	中学生からおおむね18歳までの者
	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
	ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
埼玉県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

(注) 平成30年6月13日、成人年齢を18歳に引き下げ、婚姻年齢を男女ともに18歳とする改正民法が成立(平成34年(2022年)4月1日施行予定)。

第2章

青少年を取り巻く環境と課題

1 青少年を取り巻く社会環境

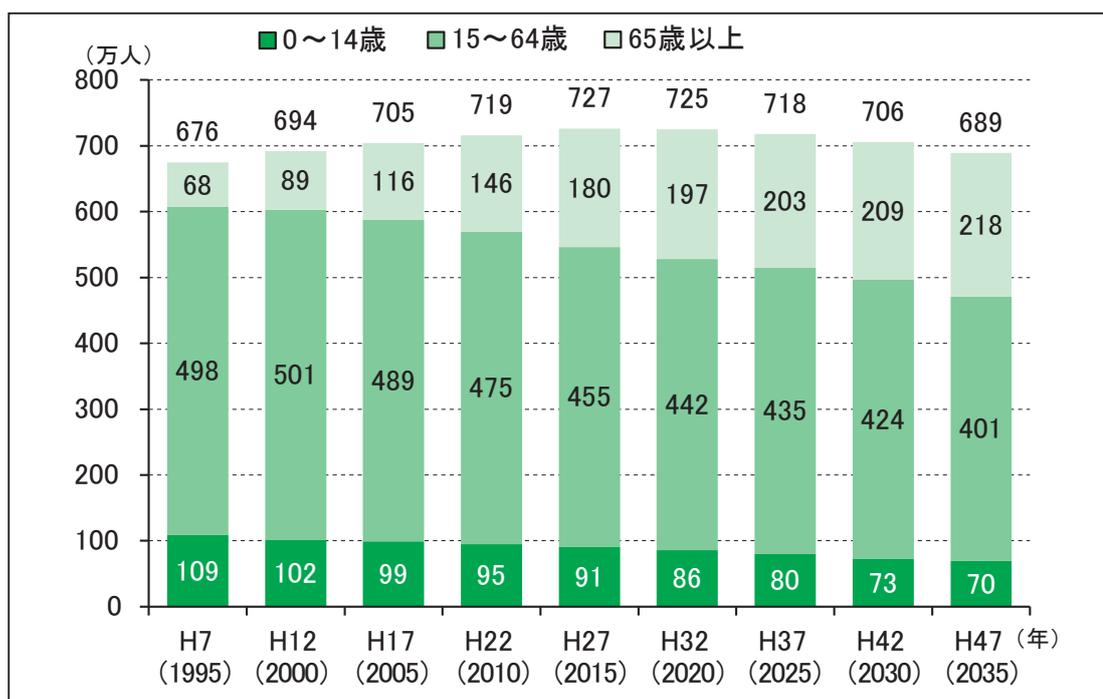
(1) 人口減少・少子高齢化

我が国の人口は、平成20年をピークとして減少局面に入りました。これは本県も例外ではなく、本県の将来人口の見通しによると、県人口は間もなく減少に転じるものと見込まれています（図表1）。

また、総務省の国勢調査によると、本県の30歳未満人口は平成2年の277万人をピークに減少し、平成27年は201万人となっています。総人口に占める30歳未満人口の割合は、昭和50年代に50%を割って、平成27年には27.7%にまで低下しています（図表2）。

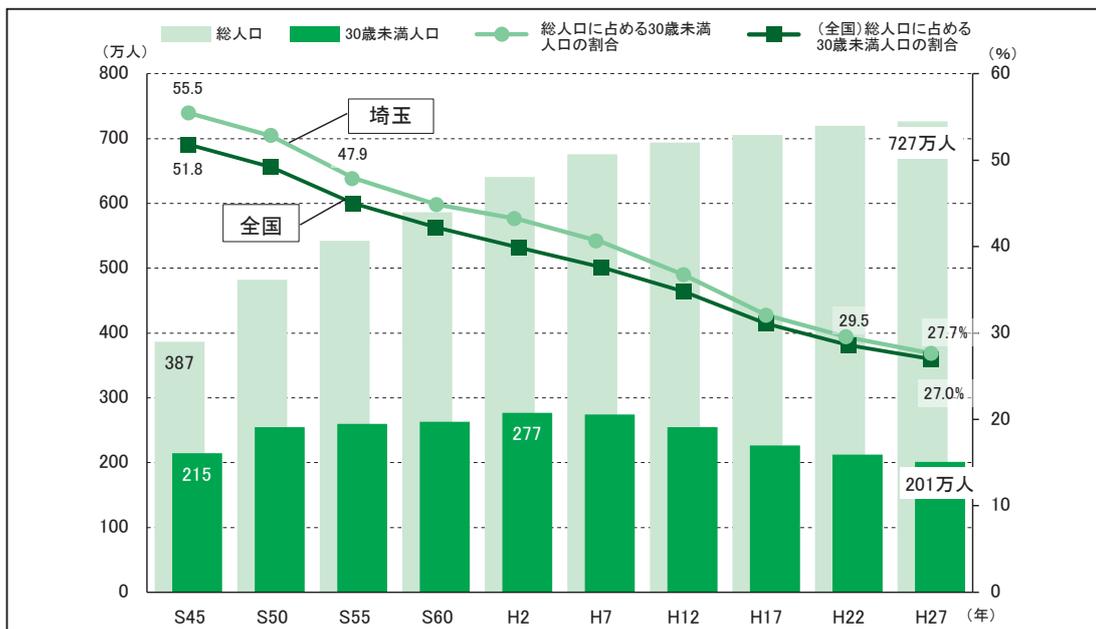
あわせて、世帯構造も変化しています。厚生労働省の国民生活基礎調査によると、本県の児童のいる世帯の割合は、平成28年で22.4%になっています（図表3）。

(図表1) 本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



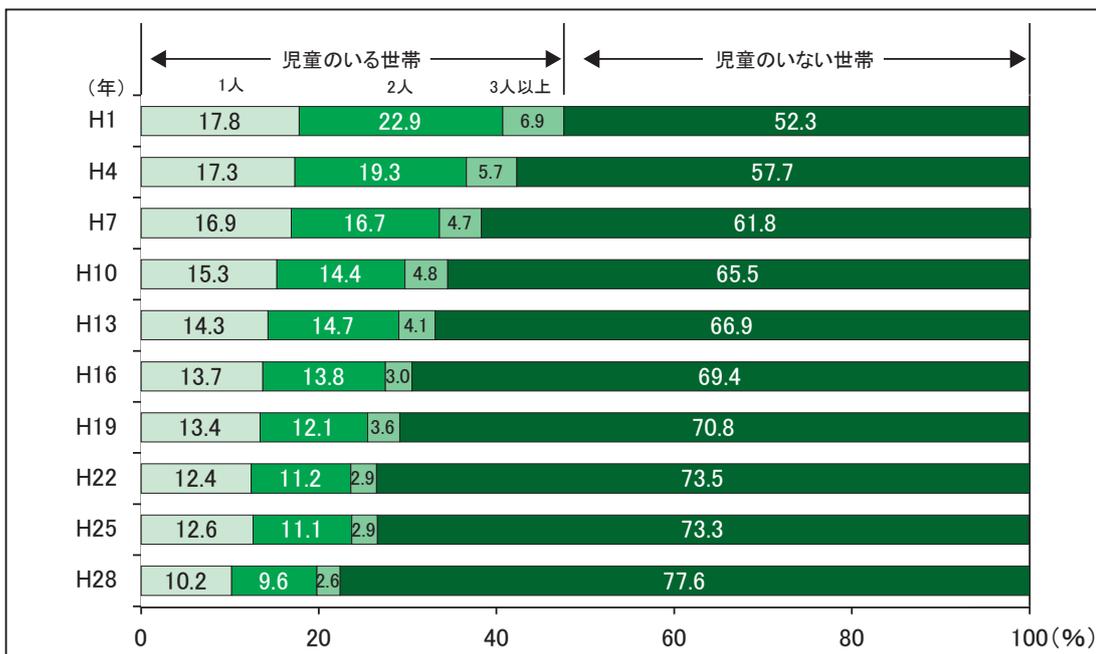
出典：総務省「国勢調査」（～H27）、埼玉県推計（H32～）

(図表2) 本県の総人口及び30歳未満人口の推移



出典：総務省「国勢調査」

(図表3) 児童数別にみた世帯数の構成割合（埼玉県）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 情報化社会の進展

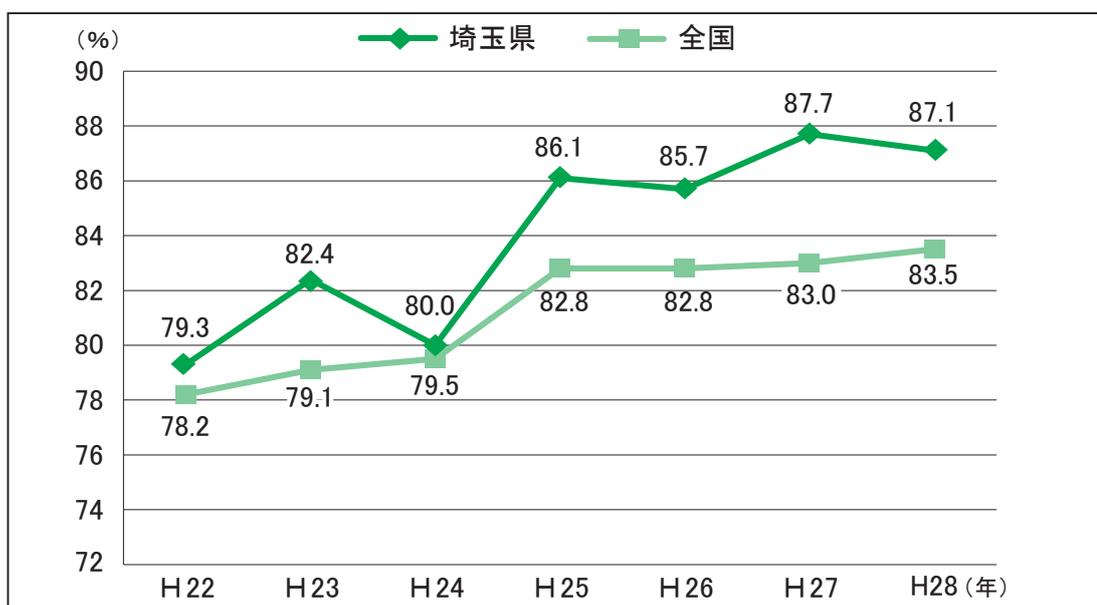
情報通信技術（ICT）は、経済の成長や生活の利便性の向上に不可欠なツールとして目覚ましい発展を遂げてきました。

ICTの進展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレット端末な

どのデジタル機器が急速に普及し、私たちはインターネットを通じて様々な情報を簡単に取得することができるようになりました。総務省の通信利用動向調査によると、本県の平成28年のインターネットの利用者の割合は87.1%となっています（図表4）。

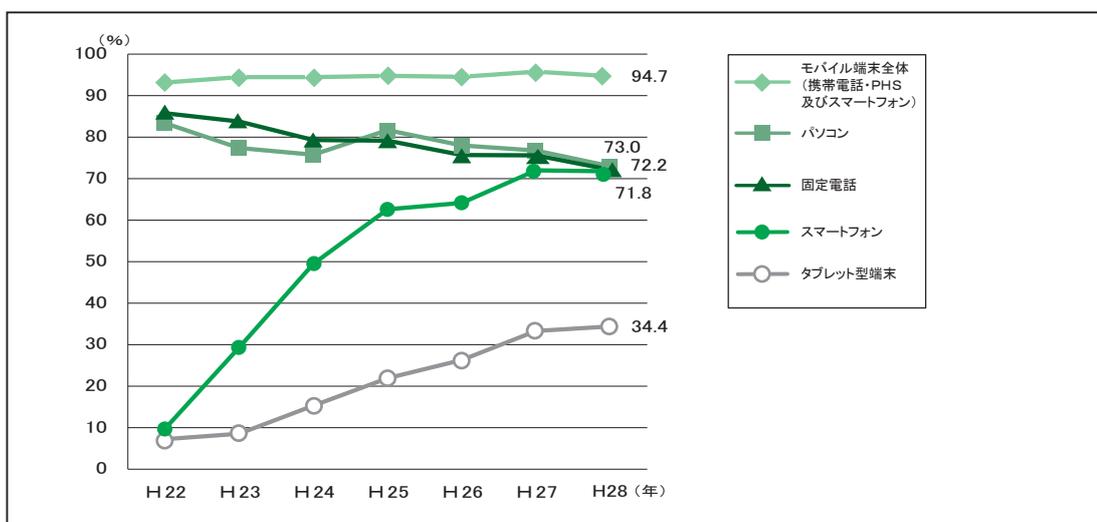
とりわけ、近年は、スマートフォンやタブレット端末の普及により、いつでもどこでもインターネットを通じたつながりが可能になり、ツイッターやフェイスブックといったソーシャル・ネットワークサービス（SNS）の利用が個人、企業ともに拡大しています（図表5）。

（図表4） インターネット利用者の割合（個人）



出典：総務省「通信利用動向調査」

（図表5） 主な情報通信機器の世帯保有状況（全国）



出典：総務省「通信利用動向調査」

(3) グローバル化の進展

交通手段、ICTの進歩等による国境を越えた人・モノ・情報等の流れが加速し、経済、社会、文化など様々な分野でグローバル化が進んでいます。

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、海外在留邦人の総数は平成28年10月1日現在約134万人で、調査開始以降最多となっています(図表6)。

また、法務省の在留外国人統計によると、本県の平成28年12月末現在の在留外国人数は約15万人で5年前と比べると約1.3倍に増加しています(図表7)。

(図表6) 海外在留邦人数の推移

(単位:人) 各年10月1日現在

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	対前年比 H28/H27	H28/H23
長期滞在者	782,650	837,718	839,516	853,687	859,994	870,049	1.01	1.11
永住者	399,907	411,859	418,747	436,488	457,084	468,428	1.02	1.17
計	1,182,557	1,249,577	1,258,263	1,290,175	1,317,078	1,338,477	-	-

出典：外務省「海外在留邦人数調査統計」

(図表7) 在留外国人数の推移

(単位:人) 各年12月末現在

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	対前年比 H28/H27	H28/H23
全国	2,078,508	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	1.07	1.15
埼玉県	119,727	117,845	123,294	130,092	139,656	152,486	1.09	1.27

出典：法務省「登録外国人統計」(H23)、「在留外国人統計」(H24～)

(4) 雇用情勢の改善、就業構造の変化

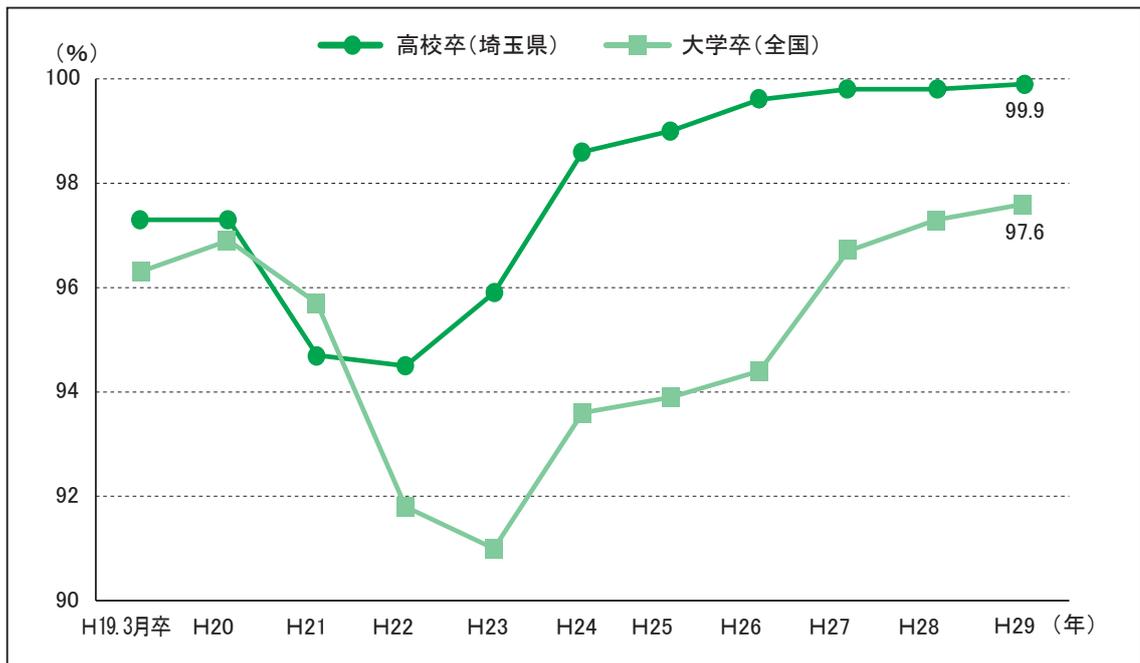
平成20年に発生したリーマンショック後に急激に悪化した雇用情勢は、緩やかな改善傾向が続いています。平成22年に5.2%だった本県の完全失業率も、平成28年には3.1%まで改善しました。

また、新規学卒者の就職率も改善傾向が続いています(図表8)。

一方、経済のサービス化の進展に伴い、就業構造も変化しています。第2次産業の就業者が減少する一方、第3次産業の就業者が増加しています。

さらに、正規雇用者数が横ばいで推移する中、非正規雇用者数は年々増加しています。自らの希望で非正規の仕事を選ぶ人もいる一方、正規就業を希望しながらやむなく非正規で働く人も非正規就業者の6人に1人を占めています。

(図表8) 大学・高校卒業者の就職率の推移



出典：厚生労働省「大学等卒業者の就職状況調査」(4月1日現在)
 埼玉労働局「新規高等学校卒業生職業紹介状況」(3月末現在)

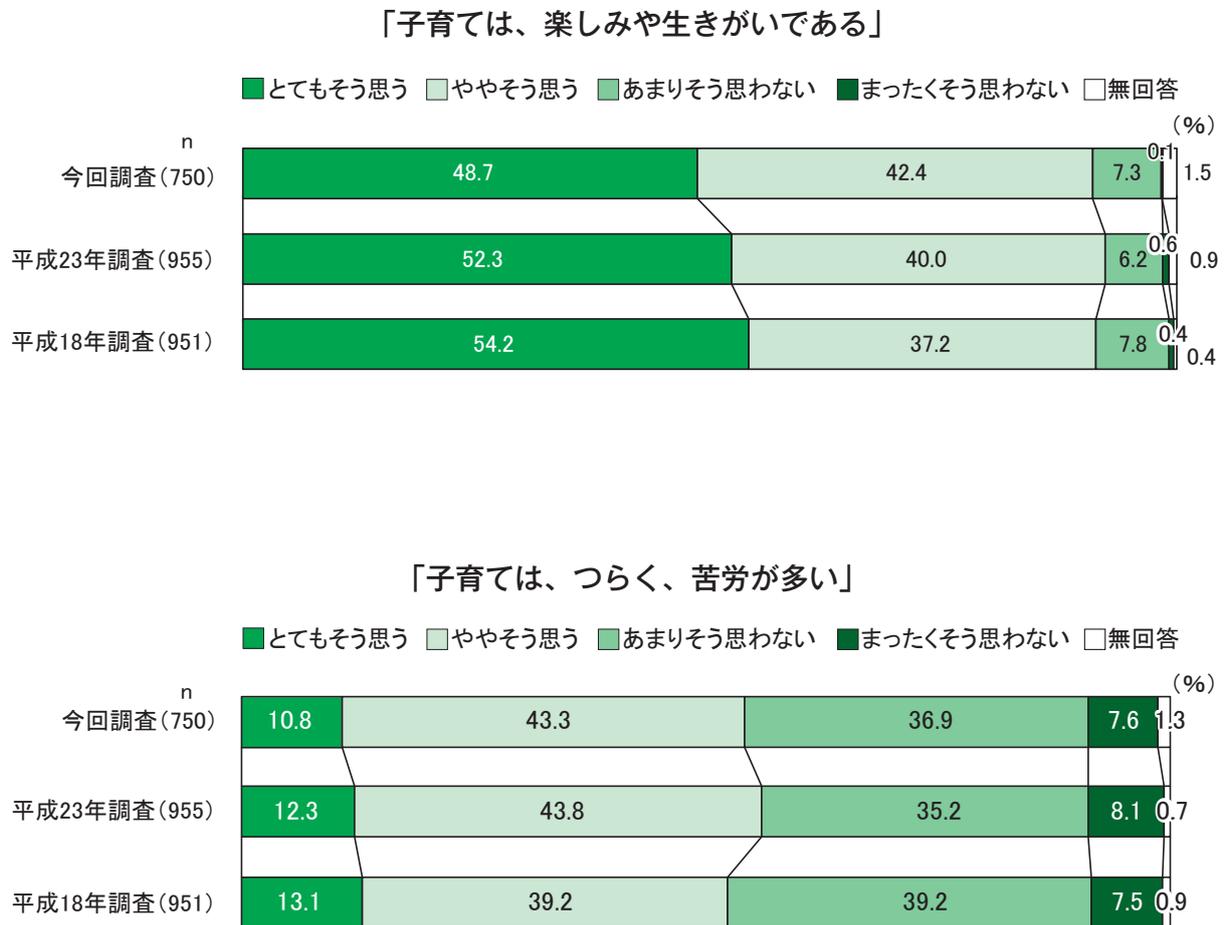
2 青少年を取り巻く家庭・地域環境

(1) 家庭環境

本県の平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、『子育ては、楽しみや生きがいである』という考えに対して、「とてもそう思う」または「ややそう思う」と回答した保護者の割合は、91.1%となっています。

一方、『子育ては、つらく、苦勞が多い』という考えに対してでは、保護者の54.1%が「とてもそう思う」または「ややそう思う」と回答しています（図表9）。

(図表9) 子育てに対する考え

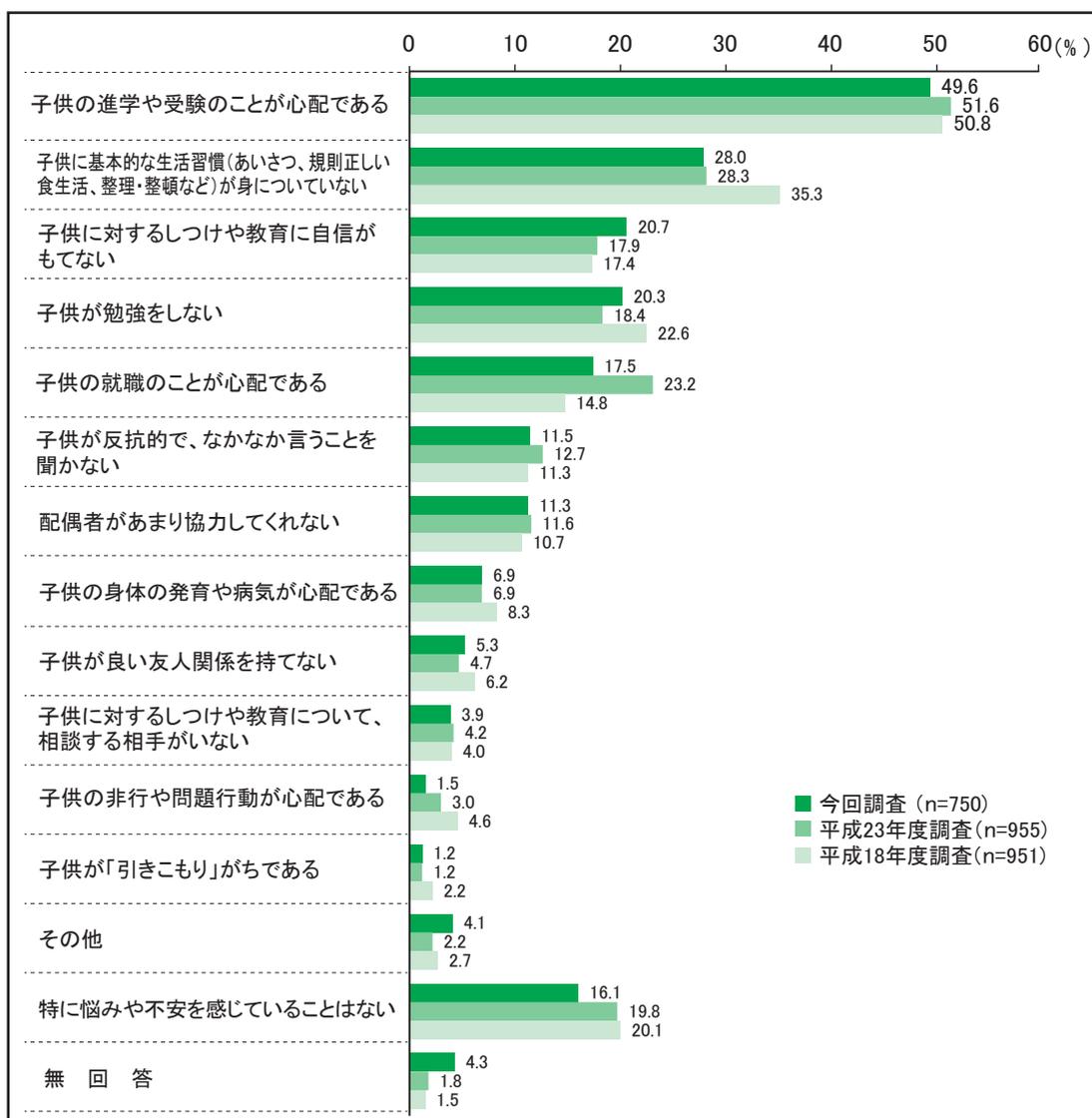


出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

また、子供のしつけや教育についての保護者の悩み・不安（複数回答）では、「子供の進学や受験のことが心配である」（49.6%）が最も多く、「子供に基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身につけていない」（28.0%）、「子供に対するしつけや教育に自信がもてない」（20.7%）と続いています。

経年変化で見ると、「子供に対するしつけや教育に自信がもてない」は増加し、「子供に基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身につけていない」は減少しています（図表10）。

（図表10） 子供のしつけや教育についての保護者の悩み・不安

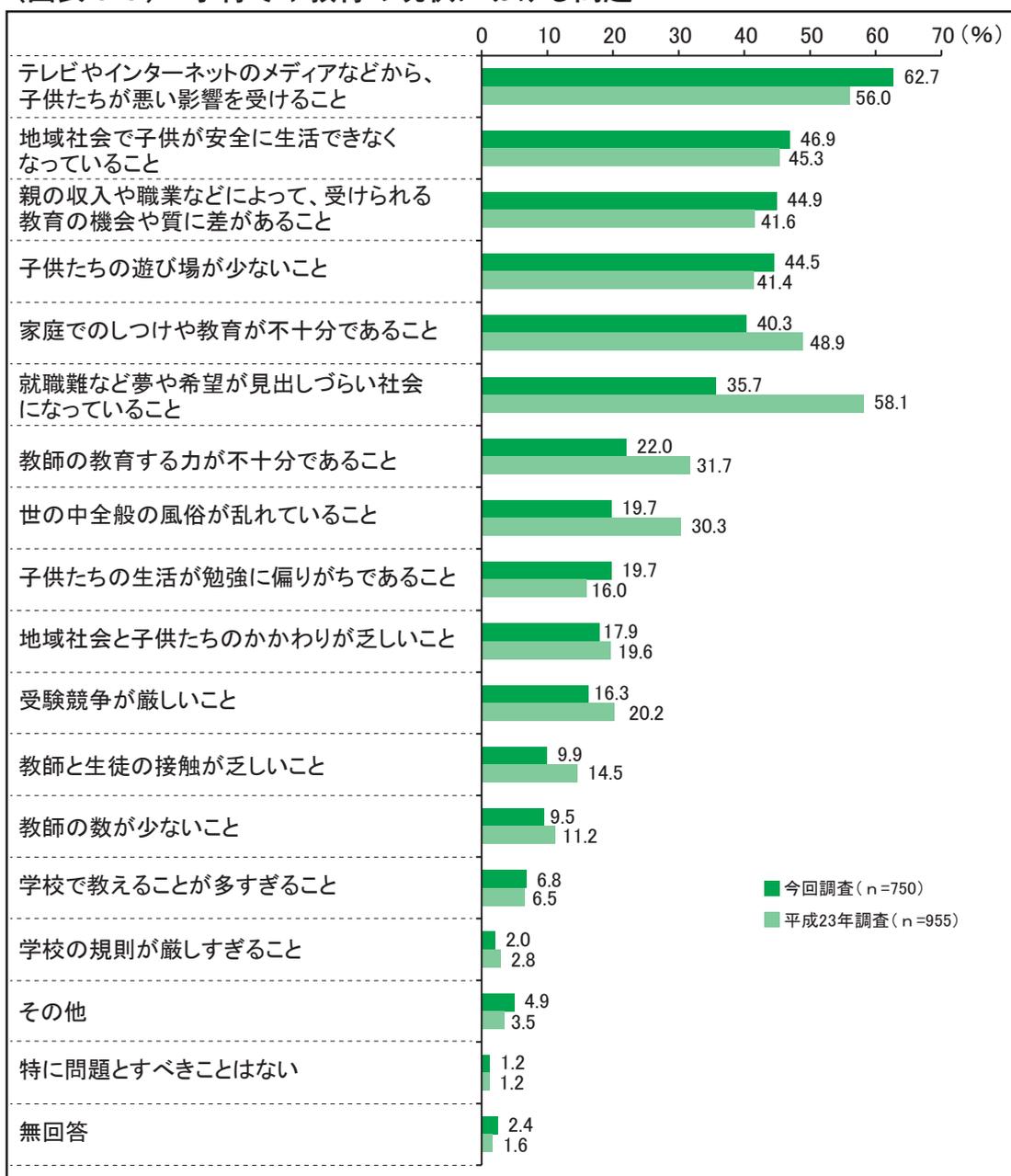


出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

(2) 地域環境

本県の平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、保護者が考える子育てや教育の現状における問題（複数回答）のうち、地域環境に関するものを見ると、「地域社会で子供が安全に生活できなくなっていること」が46.9%（第2位）、「子供たちの遊び場が少ないこと」が44.5%（第4位）、「地域社会と子供たちのかかわりが乏しいこと」が17.9%（第10位）となっています（図表11）。

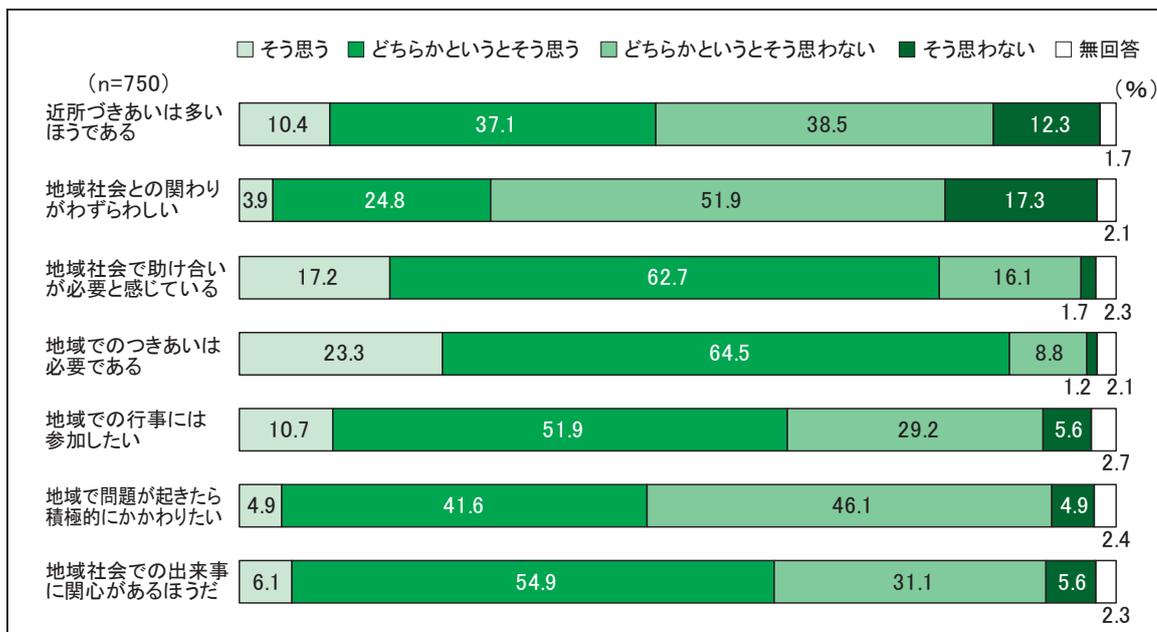
(図表11) 子育てや教育の現状における問題



出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

また、地域との関わり・関心で、「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した保護者の割合は、「地域でのつきあいは必要である」が87.8%、「地域社会で助け合いが必要と感じている」が79.9%、「地域での行事には参加したい」が62.6%などとなっています（図表12）。

（図表12） 地域との関わり・関心



出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

3 青少年をめぐる現状と課題

(1) 非行

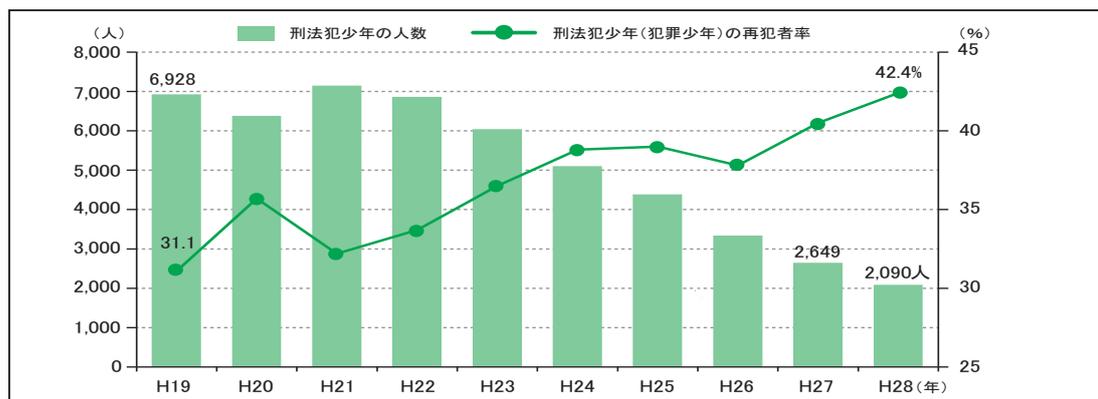
本県の刑法犯少年※¹の数は減少傾向で推移し、平成28年は2,090人と前年に比べて559人減少しています(図表13)。また、不良行為少年※²も減少傾向にあり、行為別で見ると深夜はいかいと喫煙で全体の約8割を占めています(図表14)。

一方、刑法犯少年(犯罪少年)の再犯者率は年々高くなっており、平成28年は42.4%と過去10年で最も高くなっています(図表13)。

加えて、少年による凶悪な事件が発生するなど、少年非行は依然として厳しい状況にあります。非行問題を抱える少年や保護者が相談できる体制を充実するとともに、家庭・学校・地域が連携して非行防止や非行少年の立ち直りを支援していく必要があります。

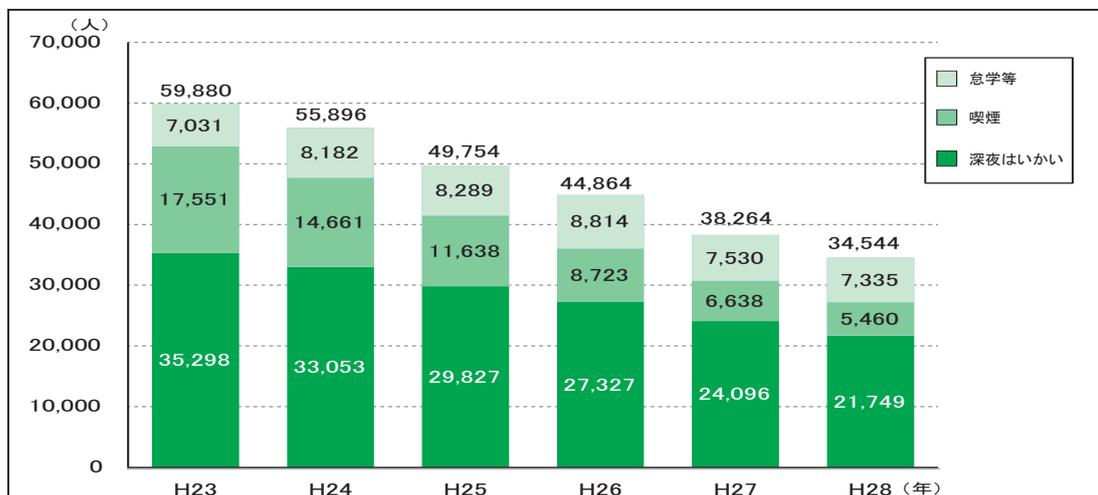
- ※1 刑法犯少年
刑法等に規定する罪(交通関係除く。)を犯した少年(犯罪少年)及び犯罪に触れる行為をした少年(触法少年)をいう。
- ※2 不良行為少年
飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

(図表13) 刑法犯少年の推移、再犯者率の推移(埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ

(図表14) 不良行為少年の推移(埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ

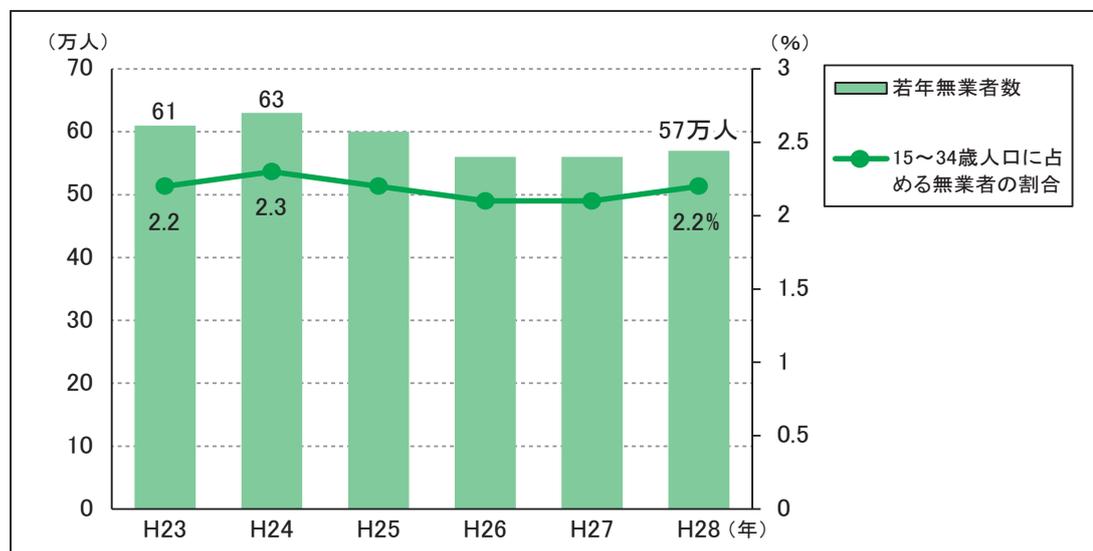
(2) 若年無業者（ニート）、ひきこもり

総務省の労働力調査によると、全国の15～34歳人口に占める無業者の割合は、2%台で推移しており、平成28年の若年無業者（ニート）は全国で約57万人となっています（図表15）。

また、内閣府の平成27年度若者の生活に関する調査によると、ひきこもりの若者（15～39歳）は、全国で54万1千人と推計されています（図表16）。

就労支援や学校における取組の充実に加え、教育、労働、福祉、保健、医療などに関わる支援機関や民間団体との連携を強化し、状況に応じて専門的な支援をきめ細かく行うことが必要です。

(図表15) 若年無業者数及び15～34歳人口に占める無業者の割合の推移（全国）



出典：総務省「労働力調査」

(図表16) ひきこもり群の定義と推計数（全国）

	有効回収率に占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1万人	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときにだけ外出する	1.06%	36.5万人	準ひきこもり
計	1.57%	54.1万人	広義のひきこもり

(注) 1 ア) 現在の状態となつて6か月以上の者のみ

イ) 「現在の状態のきっかけで」「病気(病名)」に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は「その他()」に自宅で働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。

ウ) 「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。

2 総務省「人口推計」(2015年)によると15～39歳人口は3,445万人のため、広義のひきこもりの推計数は上記のとおりとなる。

出典：内閣府 平成27年度「若者の生活に関する調査」

(3) 障害のある子供・若者

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、平成28年度末現在で、1万8,124人となっています（図表17）。

障害のある子供や若者が地域の一員として育ち、一人一人の状況に合わせて就労や社会参加が図られるよう、環境を整えていくことが求められています。

特に、発達障害は一見ただけでは分かりにくく周囲の理解が得られないため、適切な関わりが遅くなることがあります。このため、支援や配慮が受けられるよう、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材を育成するとともに、親への支援、診療・療育体制の充実、就労の支援などを進めていく必要があります。

(図表17) 18歳未満の障害者手帳所持者数(埼玉県)

	平成28年度末
身体障害者手帳所持者数	4,171人
療育手帳所持者数	12,922人
精神障害者保健福祉手帳所持者数※	1,031人

※参考

15歳未満の発達障害児の人数 約60,500人 (国の調査をもとに推計)

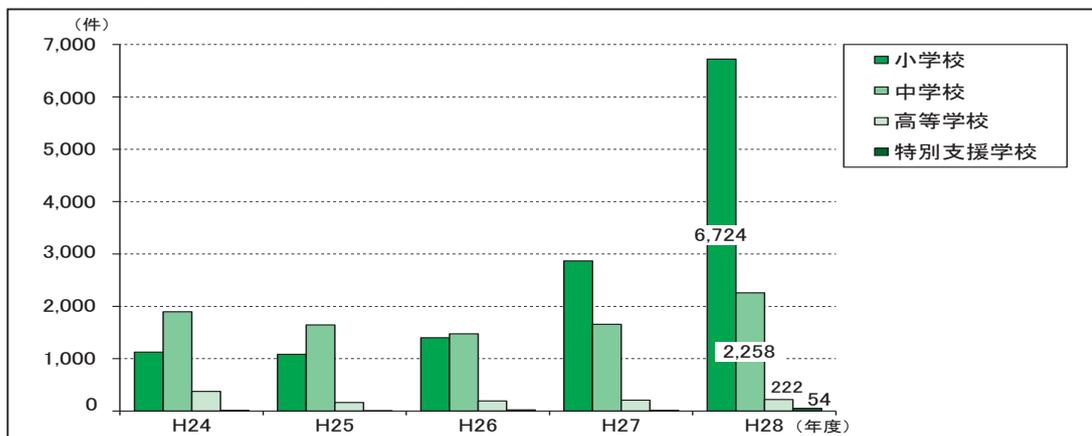
出典：埼玉県福祉部調べ

(4) いじめ

本県の国公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、平成28年度は9,258件となり増加傾向にあります（図表18）。これは、各学校等で積極的にいじめを認知し解消に向けた取組を行っていくという意識の向上によるものと捉えています。

今後も、「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成するとともに、児童生徒が示す変化を見逃さないようアンテナを高く持ち、いじめ防止に向けた取組を進めることが重要です。

(図表18) いじめの認知件数(埼玉県)



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

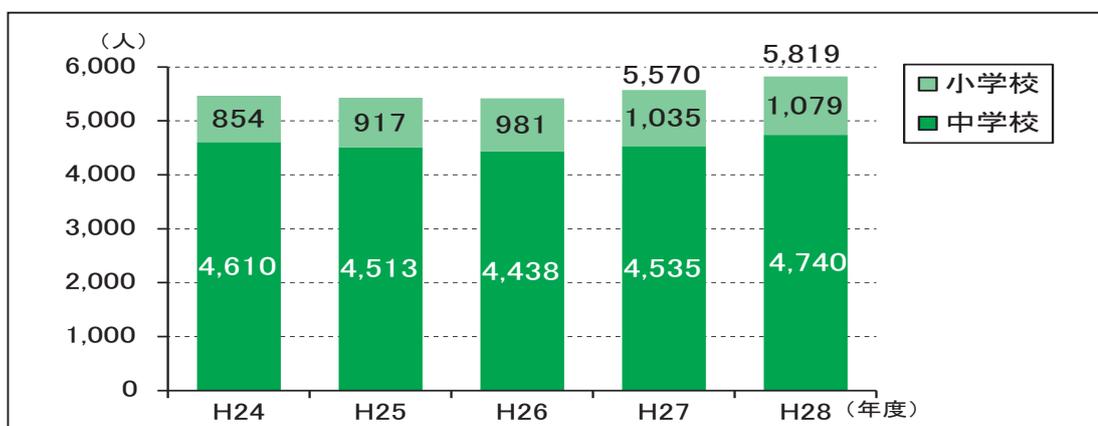
(5) 不登校、高校中退

本県の国公立校における平成28年度の不登校児童生徒数は、小・中学校では5,819人で前年度から249人増加しています（図表19）。

また、本県の国公立高等学校の平成28年度の中途退学者数は、2,005人で前年度より減少しています（図表20）。

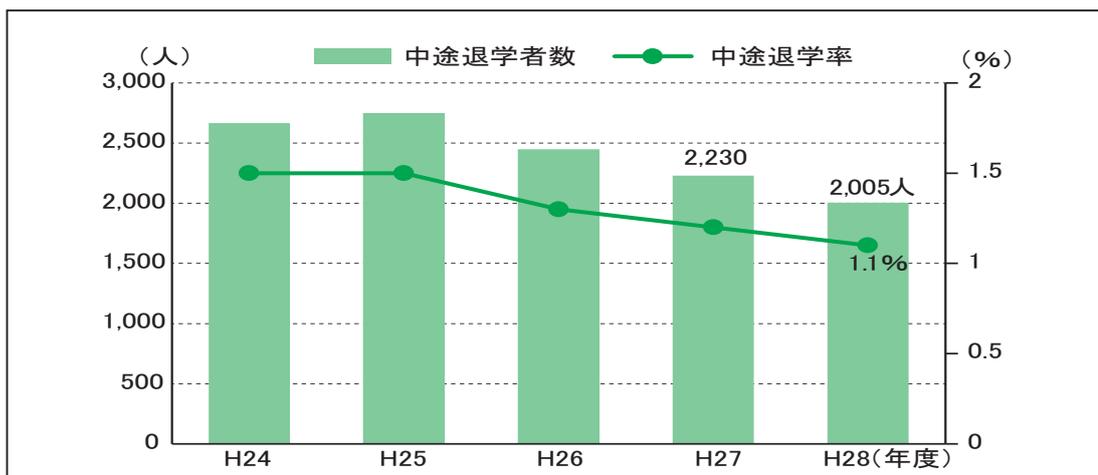
不登校には様々な背景や理由があります。そこで、社会において自立的に生きる基礎を養うため、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応や、未然防止・早期対応の取組が必要です。また、高校中途退学には生徒が自分自身を見直し、高校生活に意義を感じることができるよう支援や本人の適性にあった進路選択に向けた支援が重要です。

(図表19) 不登校児童生徒数（埼玉県）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(図表20) 中途退学者数及び中途退学率（埼玉県）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(6) 子供の貧困

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成27年の子供の貧困率※は13.9%になっています。前回調査に比べて2.4ポイント低下しましたが、なお、高い水準にあります（図表21）。

また、本県において、経済的な理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小・中学生は、平成27年度は73,822人となりました。平成27年度の就学援助率は13.21%で、平成7年度の約4倍になっています（図表22）。

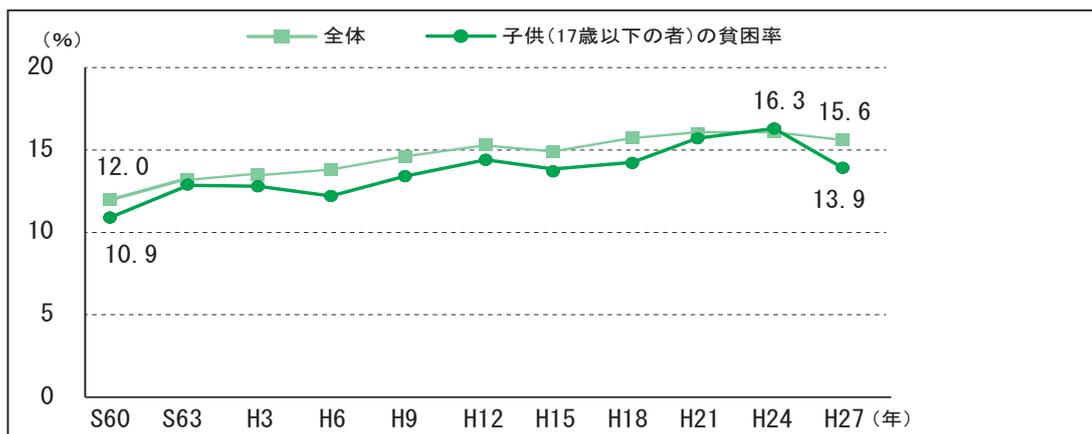
子供の将来が生まれ育った環境に左右されないよう、教育、生活、就労及び経済的支援を行い、子供の貧困対策を進めることが重要です。

※ 貧困率（相対的貧困率）

等価可処分所得の中央値の半分である貧困線に満たない世帯員の割合。

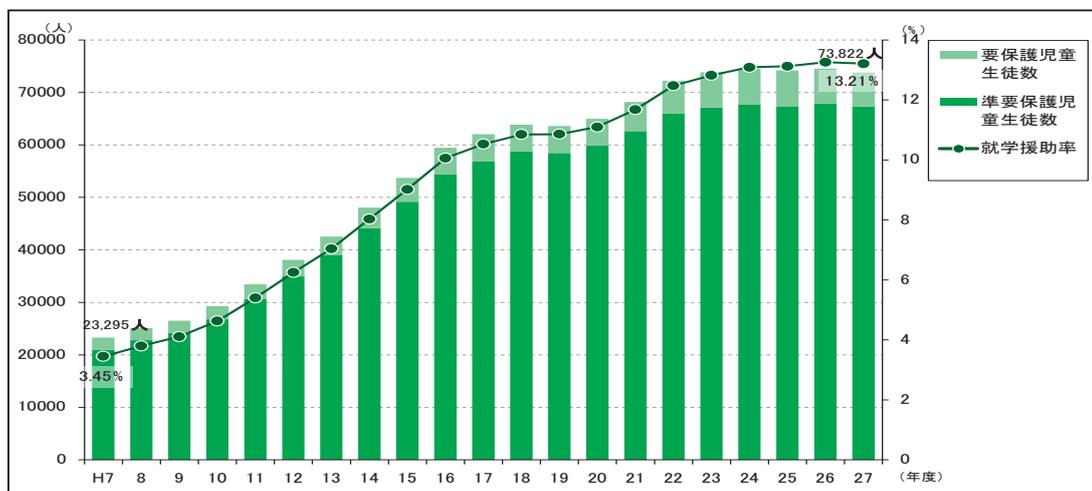
なお、平成27年の貧困線は122万円となっている。

(図表21) 貧困率（相対的貧困率）の年次推移（全国）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図表22) 小学生・中学生に対する就学援助の状況（埼玉県）



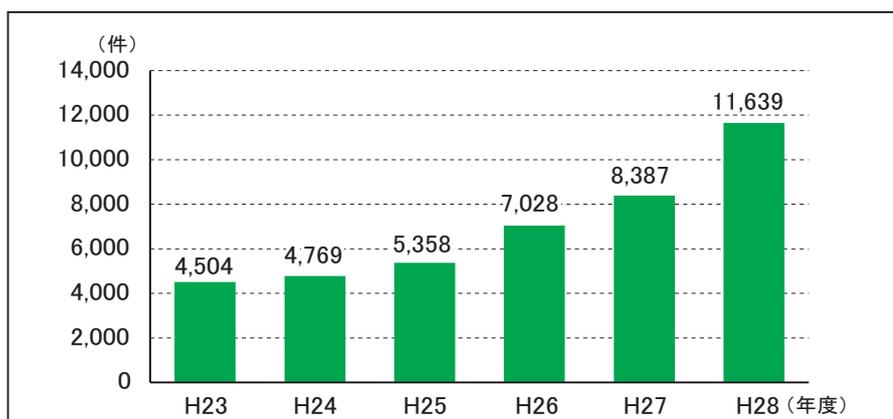
出典：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」

(7) 児童虐待

県内の児童相談所で受け付けた、平成28年度の児童虐待相談受付件数は11,639件で、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された平成12年以降で最多となりました(図表23)。

児童虐待は子供の心身の発達及び人格形成に重大な影響を与えるもので、児童虐待対策は喫緊の課題です。虐待相談への的確・迅速な対応、虐待を受けた子供へのケアや再発防止のための家族全体への支援などに加え、虐待を未然防止するため地域全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。

(図表23) 児童虐待相談受付件数の推移(埼玉県)



出典：埼玉県福祉部調べ

(8) 若者の自殺

若い世代の自殺は深刻な状況です。厚生労働省の人口動態統計によると、平成28年の本県の15～34歳の各年代の死因の第1位は自殺となっています(図表24)。

自殺の背景には、個人の問題や事情だけでなく様々な社会的要因があることから、自殺防止のためには、関係機関・団体が連携し、社会的な取組を総合的に実施していくことが必要です。

(図表24) 平成28年における年齢階級別にみた死因順位(埼玉県)

(単位:人)

年齢階級	1位		2位		3位		4位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
15～19歳	自殺	31	不慮の事故	14	悪性新生物	8	その他の新生物	3
20～24歳	自殺	68	不慮の事故	16	悪性新生物	8	その他の神経系の疾患	8
25～29歳	自殺	69	悪性新生物	22	不慮の事故	11	心疾患(高血圧性を除く)	8
30～34歳	自殺	74	悪性新生物	34	不慮の事故	17	心疾患(高血圧性を除く)	16
35～39歳	悪性新生物	83	自殺	73	心疾患(高血圧性を除く)	34	不慮の事故	23
40～44歳	悪性新生物	158	自殺	102	心疾患(高血圧性を除く)	78	脳血管疾患	54
45～49歳	悪性新生物	267	自殺	127	心疾患(高血圧性を除く)	123	脳血管疾患	82
50～54歳	悪性新生物	482	心疾患(高血圧性を除く)	164	自殺	117	脳血管疾患	99
55～59歳	悪性新生物	686	心疾患(高血圧性を除く)	207	脳血管疾患	93	その他の症状	92

出典：厚生労働省「人口動態統計」

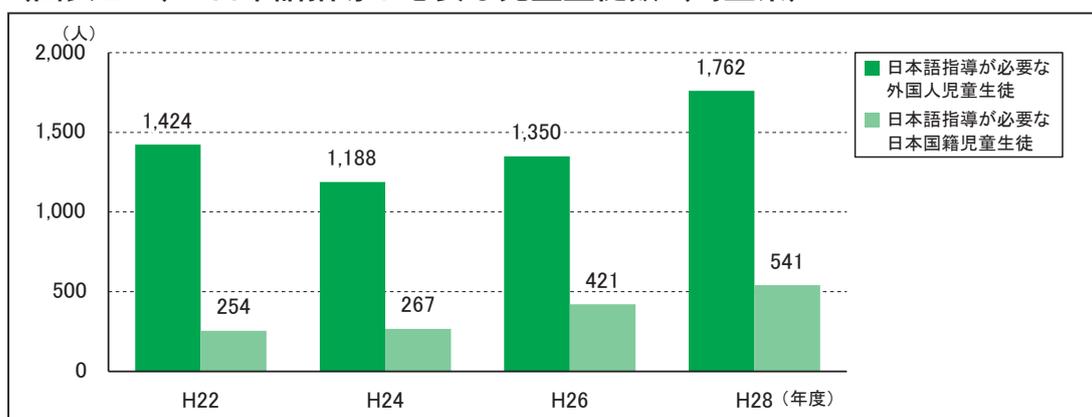
(9) 外国人児童生徒等

在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しています。

文部科学省の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,762人で、前回調査に比べて412人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります（図表25）。

このような中、日本語指導ができる教員及び支援員等の育成・確保や学校相談体制の整備を推進するとともに、多様な背景をもつ子供たちの相互理解を図ることが必要です。

(図表25) 日本語指導が必要な児童生徒数（埼玉県）



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒※の受入状況等に関する調査」

※ この調査では、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

(10) 犯罪被害、交通事故

青少年が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しています。少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や、条例等に違反する犯罪による平成28年の検挙件数は、316件となっています（図表26）。また、声かけ事案※認知件数は、年々増加しています（図表27）。

一方、子供の交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、依然として毎年多数発生しています（図表28）。交通事故の死傷者の内訳では、小学校4～6年生では5割、中学生では7割弱、高校生では8割弱が自転車乗車中となっています（図表29）。

青少年が犯罪や事故に巻き込まれることがないように、青少年への意識啓発や、犯罪・事故に遭いにくいまちづくりに地域全体で取り組むことが必要です。

※ 声かけ事案

18歳以下の者に対して「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。

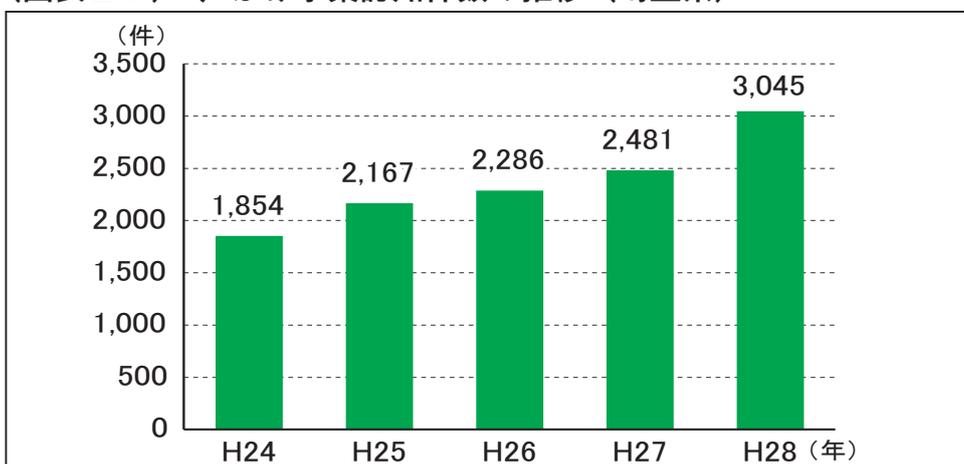
(図表26) 福祉犯罪の法令別検挙状況 (埼玉県)

単位:件

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
青少年健全育成条例	246	229	197	228	185	157
児童買春・児童ポルノ禁止法	65	65	57	80	86	88
未成年者喫煙禁止法	24	35	47	35	25	18
風営適正化法	11	11	17	16	13	8
児童福祉法	18	7	10	8	13	9
未成年者飲酒禁止法	10	7	6	12	5	7
労働基準法	1	2	6	2	1	1
出会い系サイト規制法	14	7	4	6	12	18
覚せい剤取締法	6	7	4	5	9	8
売春防止法	3	2	4	5	1	-
職業安定法	-	1	-	1	-	-
私事性的画像被害防止法	-	-	-	-	2	-
出入国管理及び難民認定法	-	1	-	-	-	-
学校教育法	-	-	-	-	-	2
	398	374	352	398	352	316

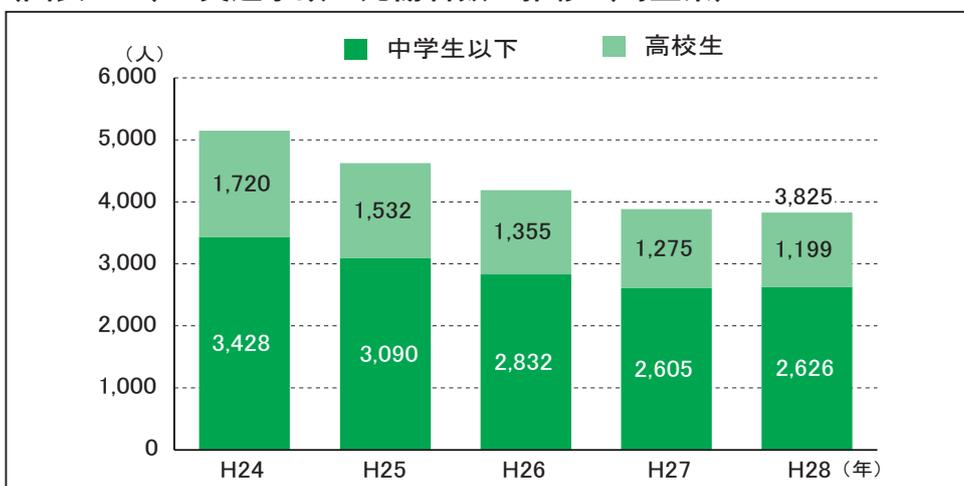
出典：埼玉県警察本部調べ

(図表27) 声かけ事案認知件数の推移 (埼玉県)



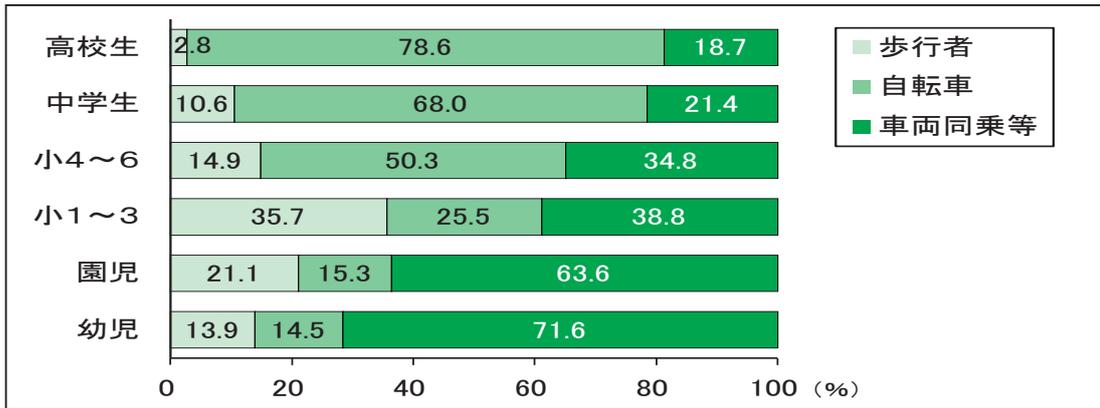
出典：埼玉県警察本部調べ

(図表28) 交通事故の死傷者数の推移 (埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ

(図表29) 平成28年 高校生以下の死傷者数の状態別構成比(埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ

(11) スマートフォン等の利用

本県の平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、携帯電話・スマートフォンの保有率は小学生※では50.1%、中学生では58.3%、高校生では92.4%と、年齢が上がるにつれて上昇しています(図表30)。その利用時間数も年齢とともに上昇し、1日1時間以上の利用は、小学生で23.4%、中学生で67.4%、高校生では80.3%になっています(図表31)。

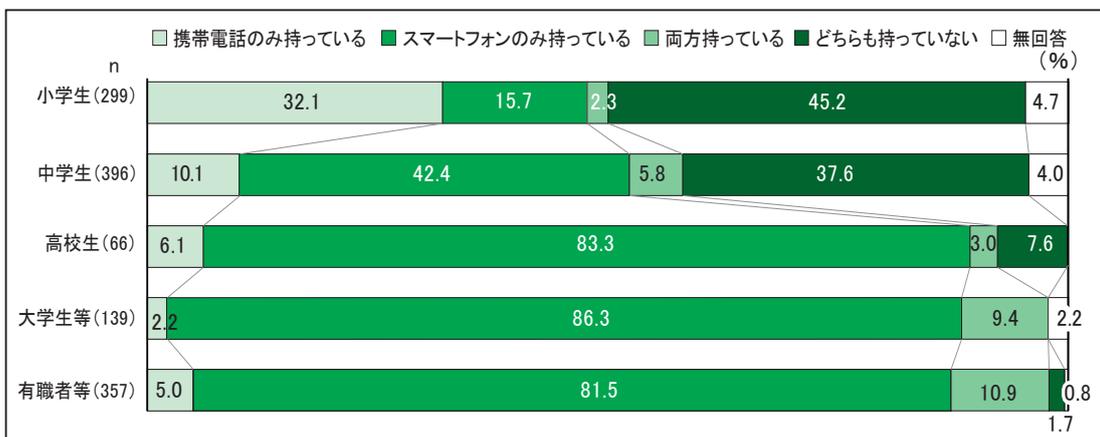
近年、スマートフォン等を始めとするインターネット接続機器の普及に伴い、長時間利用による生活の乱れ、ネットいじめなどのトラブルや有害サイト等を通じた被害などが深刻な問題になっています(図表32)。

青少年には、これからのインターネット社会を生きていくために必要なネットリテラシーを身に付けてもらう必要があります。

また、インターネット上には青少年にとって有害な情報があることを保護者や周りの大人が理解し、青少年が社会で生きていくための力やルールを身に付けられるよう指導し、見守ることが求められています。

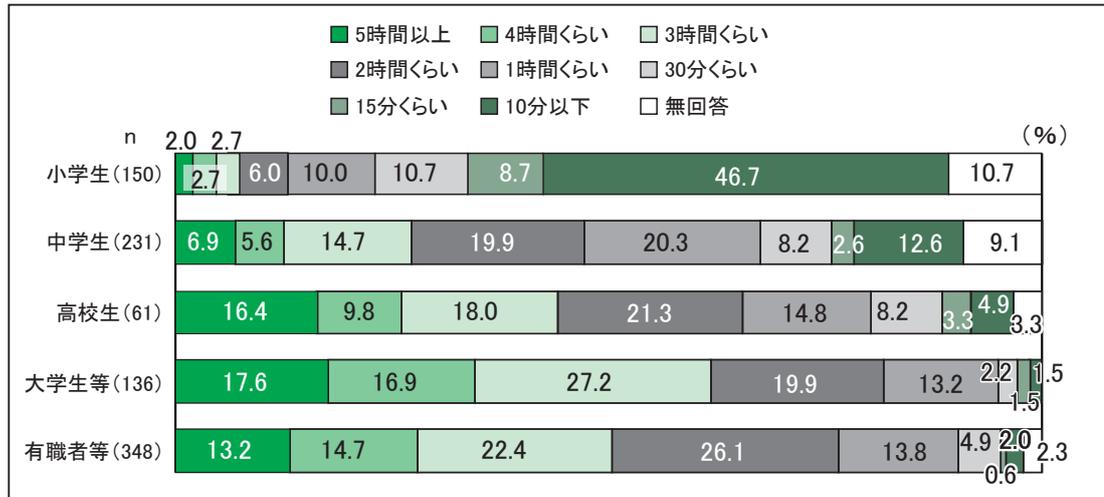
※ 調査対象者が満10歳以上のため小学校5～6年生を指す(以下同じ)。

(図表30) 携帯電話・スマートフォンの保有状況



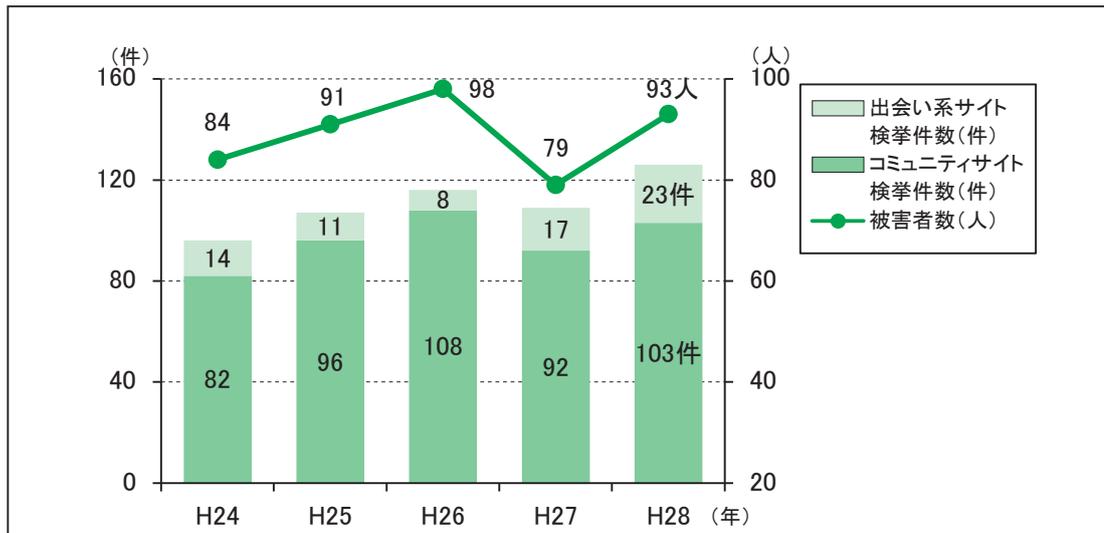
出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

(図表31) 携帯電話・スマートフォンの利用状況



出典：平成 28 年度埼玉青少年の意識と行動調査

(図表32) 出会い系サイト・コミュニティサイトに起因した事件の被害者数、検挙件数 (埼玉県)



出典：埼玉県警察本部調べ

第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、 自立・活躍できる社会をつくる

我が国では、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展、地域コミュニティの希薄化など、青少年を取り巻く情勢は大きく変化し、多くの課題が生じています。

また、非行や若年無業者、いわゆるニートや、ひきこもりなど、困難を有する青少年の問題も深刻な状況にあります。

青少年が次代を担う者としての自覚と誇りを持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、見守り、手を差し伸べていくことが、大人の役割と責任でもあります。

本県では、全ての青少年の最善の利益が尊重され、一人一人の状況に応じた様々な施策を進め、青少年が健やかに成長し、その持てる能力を生かして自立・活躍できる社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現し、青少年を取り巻く現状や課題等の解決を目指すため、以下の3つの基本目標を掲げて取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

次代を担う青少年が様々な体験を通して豊かな人間性や社会性を育むとともに、夢や目標を持って自らの可能性に果敢に挑戦していくことができるよう支援します。

また、社会や時代の変化に対応し、様々な社会的課題に主体的に取り組み、解決できる力を身に付けて自立・活躍できるよう支援します。

NO.	指標名	現状値	目標値
1	地域の協力を得て実施する子供の体験教室の参加者数	11,707人 〔平成28年度 (2016)〕	20,000人 〔平成34年度 (2022)〕
2	身に付けている「規律ある態度」の状況 ・児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合 ・身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合	小学校 93.3% 中学校 91.7% 〔平成29年度 (2017)〕 小学校 54.7% 中学校 48.8% 〔平成29年度 (2017)〕	小学校 100% 中学校 100% 〔平成34年度 (2022)〕 小学校 56.0%以上 中学校 57.0%以上 〔平成34年度 (2022)〕
3	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	6.1% 〔平成28年度 (2016)〕	5.8% 〔平成33年度 (2021)〕

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援

非行や若年無業者、いわゆるニートや、ひきこもりなど、困難を有する青少年が、一人一人の発達段階や置かれた状況に応じて、それらの困難を克服できるよう支援します。

また、健やかな発達や成長を妨げる有害な環境から青少年を守る取組を充実していきます。

NO.	指標名	現状値	目標値
4	声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数	12市町村 〔平成29年度〕 (2017)	57市町村 〔平成34年度〕 (2022)
5	公立高等学校における中途退学者数及び割合	全日制 1,085人 0.93% 定時制 405人 8.03% 〔平成28年度〕 (2016)	全日制 1,180人以下 1.00%以下 定時制 550人以下 9.64%以下 〔平成34年度〕 (2022)
6	生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	38.1% 〔平成28年度〕 (2016)	60.0% 〔平成33年度〕 (2021)

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える環境の整備

家庭における教育力の向上を図るとともに、家庭・学校・地域が連携して地域全体で青少年を見守り育てる環境づくりを進めます。

また、スマートフォン等の普及に伴うインターネット対策や青少年が巻き込まれる犯罪や事故などが起きない環境づくりを進めていきます。

NO.	指標名	現状値	目標値
7	家庭内でスマートフォン等の利用のルールを決めている割合	75.6% 〔平成28年度〕 (2016)	100% 〔平成34年度〕 (2022)
8	青少年健全育成活動実施企業・団体等の数	409社・団体 〔平成28年度〕 (2016)	650社・団体 〔平成34年度〕 (2022)
9	学校応援コーディネーターの人数	2,271人 〔平成28年度末〕 (2016)	3,100人 〔平成33年度末〕 (2021)

第4章

プランの体系

基本目標Ⅰ

明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

施策の方向性 1 豊かな人間性や社会性を育むための支援

施策

- (1)多様な体験活動の推進
- (2)健康づくりの推進
- (3)読書活動の推進
- (4)道徳教育の推進
- (5)人権尊重の教育・啓発の推進

施策の方向性 2 社会参加及び自立への支援

施策

- (1)勤労観・職業観の醸成
- (2)職業能力の開発・就労支援
- (3)グローバル人材の育成
- (4)社会的課題に対応する教育の推進
- (5)ネットリテラシー・情報モラル教育の促進

基本目標Ⅱ

困難を有する青少年への支援

施策の方向性 1 困難な状況に応じた支援

施策

- (1)若年無業者(ニート)やひきこもりの若者への支援
- (2)障害のある子供・若者への支援
- (3)いじめ、不登校、高校中退対策の推進
- (4)子供の貧困対策の推進
- (5)児童虐待防止対策の推進
- (6)特に配慮を必要とする子供・若者への支援
- (7)多様な機関の連携による相談・支援体制の充実

施策の方向性 2 青少年の非行対策

施策

- (1)非行防止の取組の推進
- (2)非行少年の立ち直り支援
- (3)喫煙・飲酒防止対策等の推進
- (4)薬物乱用対策の推進

基本目標Ⅲ

青少年の健やかな成長を支える環境の整備

施策の方向性 1 青少年を育む家庭・学校・地域の環境整備

施策

- (1) より良い家庭環境づくりへの支援
- (2) 家庭・学校・地域が連携した教育の推進
- (3) 放課後の居場所や活動の場づくりの推進
- (4) 地域活動の促進と気運の醸成

施策の方向性 2 青少年を取り巻く社会環境の整備

施策

- (1) インターネット対策の推進
- (2) 犯罪被害防止対策の推進
- (3) 交通安全対策・災害安全教育の推進
- (4) 子供の権利救済・相談体制の整備
- (5) 地域環境の整備・充実

第5章

施策の展開

基本目標Ⅰ 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

施策の方向性1 豊かな人間性や社会性を育むための支援

青少年の規範意識やコミュニケーション能力を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心など豊かな人間性を育むため、自然との触れ合い体験や社会体験、文化芸術やスポーツ活動など、様々な体験活動を促進します。

また、健やかな発達・成長のため、望ましい生活習慣を身に付けることや健康づくりを進めます。

施策

(1) 多様な体験活動の推進

① 多様な体験活動の推進

- 青少年が夢や目標を発見し心の豊かさを実感するとともに、地域の方々と交流するなど、多様な体験機会を提供します。 【県民生活部】
- 野外活動など、子供たちの体験活動を支える青少年相談員の委嘱や育成・支援を通し、地域における体験活動の充実を図ります。 【県民生活部】
- 全ての小・中学生、高校生が、自然体験、職場体験、社会奉仕体験など発達段階に応じて様々な体験活動を行う「埼玉の子ども70万人体験活動」を推進します。 【教育局】

② 自然体験、農業体験等の推進

- 自然ふれあい施設における体験講座やげんきプラザ等における自然体験活動、集団宿泊活動を通じて、豊かな人間性を育みます。 【環境部、教育局】
- 農業体験活動を通じ、複合的な効果の発揮を目指す学校ファームの充実を図ります。 【農林部】

③ 社会体験活動の推進

- 青少年が広い視野に立ち物事を考える力や感受性などを養うため、青少年育成埼玉県民会議や国等の機関と連携して、青少年の主張大会などに取り組みます。 【県民生活部】
- 社会福祉協議会と連携して、小・中学生、高校生に対するボランティア体験学習を促進します。 【福祉部】

④ 文化芸術活動・スポーツ活動の推進

- 多様な文化に触れることができるよう、子供たちの文化活動への参加促進に取り組みます。【県民生活部】
- 子供たちの夢や希望の実現に向け、次代のスポーツ界を担う人材の発掘・育成に取り組みます。また、本県に本拠地を置くトップチームや本県ゆかりのトップアスリートとの交流を進めます。【県民生活部】
- 体力向上や豊かな心の育成のため、子供たちがスポーツの「楽しさ」や「喜び」を実感できるよう、市町村やスポーツ関係団体と連携し、様々なスポーツを体験する機会を提供します。【県民生活部】

(2) 健康づくりの推進

① 食育の推進

- 食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深めることを目指し、県民が一体となった食育に取り組みます。【保健医療部】
- 子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、家庭・地域とも連携して、学校における食育の指導体制の充実に取り組みます。【教育局】

② 健康教育等の充実

- 児童生徒の心身の健康の保持・増進を図るため、学校保健の充実に取り組みます。【教育局】
- 思春期における妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発を行います。【保健医療部】

③ 保健・医療の充実

- 全国共通ダイヤル#7119を活用した小児救急電話相談を充実させるとともに、子供の救急ミニガイドブック配布などにより、保護者の不安解消や小児救急患者が集中している医療機関の負担軽減を図ります。また、あらゆる機会を捉えて、正しい受診方法についての普及啓発に努めます。【保健医療部】
- 保健所において、定期的に、医師など専門職による子供の心の健康相談を実施します。【保健医療部】

(3) 読書活動の充実

- 青少年の健全育成に特に役立つ図書を埼玉県推奨図書と認定し、青少年や保護者に対して広報・啓発活動を行います。【県民生活部】
- 家庭・地域・学校における子供の読書活動を支援し、子供の読書活動の習慣化を目指します。【教育局】

(4) 道徳教育の推進

- 本県独自の道徳教材を活用するなど、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた道徳教育に取り組み、規範意識を高めます。【教育局】

(5) 人権尊重の教育・啓発の推進

① 人権教育・啓発の推進

- 「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種啓発活動や、地域啓発指導者・企業人権担当者等を対象とした研修会などを実施します。また、性的マイノリティへの偏見や差別のない社会とするため、県民向け講座を開催します。【県民生活部】
- 障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会の実現に向けて、障害者差別解消に取り組みます。【福祉部】
- 県民等へ障害及び障害者に対する正しい理解を得るための普及啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使用しやすい環境の整備を進めます。【福祉部】
- 学校において、体験活動や参加体験型学習を組み入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。【教育局】

② 命の大切さを考える機会の提供

- 青少年を対象に、どうぶつ愛護教室などでの動物とのふれあいを通じ、命を慈しむ心や思いやりの心を醸成します。【保健医療部】

施策の方向性2 社会参加及び自立への支援

青少年が勤労観や職業観を醸成するようキャリア教育を推進するとともに、社会的・職業的に自立できる力を身に付けられるよう支援します。

また、情報化・グローバル化などが急速に進む社会の変化に対応し、情報を正しく活用する力や様々な社会的課題に主体的に取り組み、解決する力を育成します。

さらに、我が国と郷土を愛するとともに、多様な文化や価値観を認め合いながら、世界を視野に入れて活躍できる人材を育成します。

施策

(1) 勤労観・職業観の醸成

- 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。
【教育局】
- 社会人・職業人として自立できるよう、小・中・高校生を対象に職場体験やインターンシップ、就職相談を地域や産業界、関係機関と一体となって実施します。
【教育局】
- ものづくり体験教室やイベント等の開催により、次代を担う青少年がものづくりに興味を持ち、その魅力に直接触れる機会を設けます。
【産業労働部】
- 若年者のものづくり分野への動機付け、入職を促進するため、これから進路を考えようとする高校生を対象に、ものづくり企業や職業訓練施設を訪問するバスツアーを実施します。
【産業労働部】
- 職業意識を高め、企業への理解を促進するため、大学生を対象とした県内企業等におけるインターンシップなどを実施します。
【産業労働部】

(2) 職業能力の開発・就労支援

- 高等技術専門校等において、高校卒業者等の若年者に対し、国家資格の取得や専門的な知識・技能を習得する職業訓練を行い、正社員就職を支援します。
【産業労働部】
- 技能検定の受検や技能五輪全国大会等の技能競技大会への出場などを支援し、若年技能者の技能向上を促進します。
【産業労働部】

- 希望する若者が安定した職と収入を得て生活できる社会を実現するため、ヤングキャリアセンター埼玉等において非正規雇用者の正社員化を支援します。【産業労働部】
- これから就職する学生等に対して労働ルールの周知を行います。【産業労働部】
- 学生のアルバイトや卒業後の就職先で生じる様々な労働トラブルの解決を支援するため、若者向けの情報提供や労働相談を実施します。【産業労働部】

(3) グローバル人材の育成

- 姉妹友好州省との友好親善の礎となる人材を、奨学生として派遣します。【県民生活部】
- 大学生等の県内企業の海外拠点等でのインターンシップを促進します。【産業労働部】
- 世界で活躍する人材を育成するため、高校生を対象に、海外大学への派遣や、国内大学との連携による質の高いカリキュラムの研究・実践を行います。【教育局】

(4) 社会的課題に対応する教育の推進

① 環境学習の推進

- 多様化する環境問題に対応する力を育成するため、環境科学国際センターでの体験学習の実施や環境アドバイザー等の派遣による環境学習機会の提供を推進します。【環境部】

② 消費者教育の推進

- 学校等での消費生活講座の開催や生活科学センターにおける参加体験型の展示等で消費生活に関する知識を身に付けることにより、若年者被害の未然防止を図ります。【県民生活部、教育局】

③ 主権者教育の推進

- 選挙権年齢の18歳以上への引き下げを契機に、政治的教養を育む教育の一層の充実を図ります。【教育局】
- 若年層の政治意識を高めるため、学校等での選挙啓発出前講座やイベントを活用した模擬投票の実施などの取組の強化を図ります。【企画財政部】

④ ライフデザイン構築のための支援

- 仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなどについて、切れ目のない知識を提供し、自らのライフデザインを考える機会づくりを支援します。【福祉部】

(5) ネットリテラシー・情報モラル教育の促進

- ネットアドバイザーの派遣を通じ、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。【県民生活部】
- 児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティの適切な指導を行います。【教育局】
- インターネット上のトラブルを解消するため、関係機関と連携するとともに、教職員への研修の実施や、保護者、児童生徒への啓発を行います。【教育局】

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援

施策の方向性1 困難な状況に応じた支援

若年無業者、いわゆるニートや、ひきこもり、不登校、障害のある子供や若者、経済的困窮など困難を有する青少年に対して、一人一人の発達段階やその置かれた状況に応じた専門的支援の充実を図ります。

また、こうした若者が抱える課題は様々な問題が複雑に絡み合っていることから、様々な関係機関の連携強化を図り、総合的な支援に取り組みます。

施策

(1) 若年無業者（ニート）やひきこもりの若者への支援

① 若年無業者（ニート）への支援

- 若者自立支援センター埼玉において若年無業者（ニート）が職業的に自立できるよう支援します。また、ヤングキャリアセンター埼玉において就職活動を支援します。【産業労働部】

② ひきこもりの若者への支援

- 精神保健福祉センターや保健所において、ひきこもりの問題を抱える本人や家族の相談に対応します。【保健医療部】
- 埼玉県ひきこもり相談サポートセンターに、ひきこもりに特化した相談窓口を設置し、関係機関との協力・連携のもと、助言や情報提供など適切な支援を行います。【保健医療部】

(2) 障害のある子供・若者への支援

① 特別支援教育の推進

- 各市町村との連携のもと、学校に障害のある子供とない子供がともに学ぶ支援を普及し、心のバリアフリーを育む交流及び共同学習を推進します。【教育局】
- 各学校において、障害のある子供に一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画の作成など体制整備に取り組みます。特別支援学校においては、小・中学校等への支援のためのセンター的機能の充実を図ります。【教育局】
- 障害のある生徒の自立と社会参加を実現するため、関係機関や企業と連携しながら、特別支援学校の生徒に対する職業教育の充実や就労支援を進めます。【教育局】

② 自立・社会参加の推進

- 障害者の自立と社会参加を進めるため、障害や障害者について理解を促す啓発を推進します。また、障害者の社会参加に必要な各種事業等を実施する市町村を支援します。【福祉部】
- 障害者の受入れが可能な企業を積極的に開拓して就業率の向上に努めます。障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就業相談や生活支援、就職後の定着支援などを行います。【福祉部、産業労働部】

③ 発達障害のある子供・若者への支援

- 発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材の育成、親への支援、市町村や地域の支援機関への助言・支援を行います。
また、これまでの県の取組をより一層充実させ、身近な地域で専門的な支援ができる人材や機関を増やし、支援体制の充実を図ります。【福祉部】
- 発達障害の診療・療育の拠点となる中核発達支援センターや個別療育と親支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。【福祉部】
- 成人期の発達障害者とその家族への相談支援や地域の支援機関への助言・支援を実施します。また、発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターを設置し、就労の相談から就職、職場定着までをワンストップで支援します。【福祉部】

(3) いじめ、不登校、高校中退対策の推進

① いじめ防止

- 教職員に対する研修を充実するとともに、家庭と連携し、いじめの防止及び早期発見・早期対応に努めます。【教育局】
- 学校において、体験活動や参加体験型学習を組み入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。(再掲) 【教育局】
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援等により、教育相談活動を推進します。【教育局】
- 埼玉県いじめ問題対策会議等を通じて、関係機関が一体となって、いじめ問題の根絶に取り組みます。【県民生活部】

- 「いじめ撲滅強調月間」において、協力団体と合同でキャンペーンを行います。【県民生活部】

② 不登校対策の推進

- 中学校一年で急増する不登校の解消を図るため、小学校と中学校との連携に焦点を当てた取組を推進します。【教育局】

③ 高校中退対策の推進

- 高等学校への適応能力や人間関係づくりの向上を目的とした社会体験活動を実施するなど、生徒に自立する力を身に付けさせる取組を推進します。また、中途退学を考えている者等へのフォローアップ体制の充実を図ります。【教育局】

(4) 子供の貧困対策の推進

① 学習・教育支援

- 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生に対し、将来の自立に向けて、学習教室の開催等を通じ高校進学・高校中退防止を支援します。【福祉部】

- 経済的な理由により、修学が困難な県内在住の高校生などに対して、奨学金を貸与し、その修学を支援します。【教育局】

② 生活・就労支援

- 進学や就労を目指す生活困窮世帯の子供を支援するため、自立相談支援機関を活用して、関係機関が連携した包括的な支援を行います。【福祉部】

- 県の福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）に専門の職員を配置し、各種の生活相談や生活に役立つ情報の提供を行います。【福祉部】

③ 経済的支援

- 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。【福祉部】

- ひとり親家庭等の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。【保健医療部】

(5) 児童虐待防止対策の推進

- 24時間児童虐待通報に応じられるよう夜間や休日に県内全域をカバーする電話受付窓口を運営するとともに、緊急の場合には、管轄の児童相談所が地域の児童福祉関係機関と連携して速やかに対応します。【福祉部】
- 虐待により心に傷を負った児童のケアを重点的に行うため、一時保護所に心理担当職員を配置するとともに、児童精神科医が診断や指導を実施します。【福祉部】
- 虐待（再発）防止のため、児童相談所の心理・家族支援担当の機能を強化します。また、「家族支援プログラム」を用いて、虐待などにより施設に入所した児童を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。【福祉部】
- 家庭での養育が困難な子供を家庭的な環境で養育するため、里親制度の普及・啓発を進めます。【福祉部】
- 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、児童虐待防止に関する広報・啓発活動を実施します。【福祉部】
- 学校における児童虐待対応の中心となる教職員などへの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止教育を推進します。【教育局】

(6) 特に配慮を必要とする子供・若者への支援**① 若者の自殺防止対策の推進**

- 自殺対策を行うNPO法人などの活動への支援や相談体制の充実を図るなど、自殺対策を進めます。【保健医療部】

② 外国人児童生徒等の日本語学習や就学に対する支援

- 日本語を母語としない子供たちのために、日本の高校進学について多言語で説明するガイダンスを開催します。【県民生活部】
- 帰国児童生徒等支援アドバイザー及び日本語コミュニケーションアドバイザーを配置します。ポルトガル語やスペイン語、中国語、英語のニュースレターを発行して情報提供を行います。【教育局】

③ 児童養護施設に入所している児童への支援

- 児童養護施設等の入所児童へのケアの充実を図るとともに、退所後に自立できるようアフターケアを行います。【福祉部】

- 児童養護施設の子供など要支援若年者やその支援者に対し、消費生活講座の開催などにより、自立に向けた支援を行います。 【県民生活部】

④ 性同一性障害等の青少年への支援

- 性同一性障害をはじめとした性的マイノリティとされる児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、相談しやすい環境の整備や医療機関との連携等、支援体制の確立・充実を図り、きめ細やかな対応に努めます。 【教育局】

(7) 多様な機関の連携による相談・支援体制の充実

- 困難を有する青少年を総合的に支援するために、個別の相談機関の情報を一元化して提供し、利用促進を図ります。 【県民生活部】
- 各相談機関担当者の研修等を実施して連携の強化を図り、効果的な相談実施につなげます。 【県民生活部】
- 市町村担当者や民間団体の相談員の研修等を実施して、職員等の資質向上と市町村間のネットワークづくりを支援します。 【県民生活部】

施策の方向性2 青少年の非行対策

青少年の非行の未然防止や早期対応に取り組むとともに、再犯防止のための立ち直り支援を地域における企業や団体等の協力を得て進めていきます。

また、青少年を取り巻く有害環境の健全化を図るため、有害図書や喫煙・飲酒、薬物乱用等の防止に取り組みます。

施策

(1) 非行防止の取組の推進

① 埼玉県青少年健全育成条例に基づく取組の推進

- 青少年を有害な環境から守るため、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に周知徹底します。【県民生活部】
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年に有害な環境に対する規制等の適正な施行を図るため、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。【県民生活部】

② 非行防止パトロール等の推進、普及啓発

- 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議などと連携した普及啓発活動や、国・市町村等と連携した非行防止キャンペーンに取り組みます。【県民生活部】
- 市町村や青少年育成推進団体等による非行防止パトロール活動を積極的に支援し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。【県民生活部】
- 警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室、薬物乱用防止教室を実施するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。【教育局、警察本部】
- 少年の非行防止や、少年が非行に巻き込まれることを防止するため、少年警察ボランティアと連携して街頭補導活動などの非行防止活動に取り組みます。【警察本部】
- 関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに、県と業界団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。【県民生活部】

③ 基礎学力の定着

- 児童生徒の社会的に自立する力を育成するため、基礎学力の定着を図ります。【教育局】

(2) 非行少年の立ち直り支援

- 関係機関やNPO等の民間団体と連携して、非行少年やその保護者等からの相談に応じるなど、非行少年等の立ち直りを支援します。【県民生活部】
- 非行少年の立ち直り支援のため、企業や団体での体験等を通じて社会性を身に付けながら、自立を支援します。【県民生活部】
- 生徒の非行が深刻化している学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣し、学校の正常化を図るための支援活動に取り組みます。【警察本部】
- 少年非行など問題を抱える少年やその保護者に対して、継続相談や社会参加活動等による立ち直り支援活動に取り組みます。【警察本部】

(3) 喫煙・飲酒防止対策等の推進

- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、未成年の喫煙・飲酒対策に取り組みます。【県民生活部】

(4) 薬物乱用対策の推進

- 若者を中心とした啓発や保健所等における相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。また、麻薬などの取扱施設に対する監視指導や危険ドラッグに係るインターネット監視などの取締りを徹底します。【保健医療部】
- 薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の充実に取り組みます。【教育局】

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える環境の整備

施策の方向性1 青少年を育む家庭・学校・地域の環境整備

家庭の教育力向上のため保護者に対する学習の機会を提供するとともに、家庭・学校・地域が連携して、青少年の成長を支える社会づくりを進めます。

また、青少年の健全育成支援について、県民・団体・企業など様々な主体の参画を促進し、一層の充実を図ります。

施策

(1) より良い家庭環境づくりへの支援

① 家庭の教育力向上への支援

- 埼玉県推奨図書をはじめ優良図書の普及や、子ども読書支援センターの活動などにより、親子で読書に親しむ機会の充実に取り組みます。
【県民生活部、教育局】

- 中学生・高校生を対象とした「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進するとともに、「親の学習」の指導者を養成します。
【教育局】

- 幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などを活用し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施、親子の交流の場の提供などにより、親としての育ちや子育てを支援します。
【総務部、福祉部】

② 普及啓発、気運の醸成

- 家族の絆を深め、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図るため、「家庭の日」の普及を推進します。
【県民生活部】

- 関係機関や民間施設などの協力を得て、家族のふれあいを深めるきっかけづくりを支援するなど、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図ります。
【県民生活部】

- 家庭生活において、性別による固定的役割分担を見直し、ライフスタイルに応じて家族一人一人が自立して家事を行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。
【県民生活部】

(2) 家庭・学校・地域が連携した教育の推進

- 家庭・地域との連携により、学校体育活動や運動部活動の充実を図り、児童生徒の体力向上に取り組みます。【教育局】
- 家庭や地域の関係機関と連携を図り、学校保健の充実に取り組みます。【教育局】
- 県立高校において、生徒の学習意欲や能力を高めるため、大学や研究機関などと連携した教育活動を推進します。【教育局】
- 「学校応援団」の活動の充実に向け、学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった子供の育成を支援します。【教育局】
- 全県立学校で実施している学校関係者評価と、第三者評価により、学校の教育活動や学校運営の更なる改善・充実に取り組みます。
小・中学校についても、全ての学校で実施している学校関係者評価の結果が公表されるよう市町村に働きかけます。【教育局】
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等の内容を踏まえ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、家庭や地域と連携・協力し、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。【福祉部、教育局】

(3) 放課後の居場所や活動の場づくりの推進

- 小学校の余裕教室などを活用した子供たちの安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに地域住民の参画を得た子供たちの活動を支援します。【教育局】
- 放課後児童クラブにおいて、全ての小学校区において入所を希望する児童を受け入れることができるように、市町村のニーズを踏まえて体制整備を進めます。【福祉部】

(4) 地域活動の促進と気運の醸成

① 地域活動の促進

- 青少年育成県民運動を展開する青少年育成埼玉県民会議の活動の支援に取り組みます。
また、県内の青少年団体の連携組織である埼玉県青少年団体連絡協議会に対する支援を行うとともに、その活動を促進します。【県民生活部】
- 子供たちとボランティア団体等をつなぐなど、地域で子供を育てる仕組みづくりに取り組みます。【県民生活部】
- 野外活動など、子供たちの体験活動を支える青少年相談員の委嘱や育成・支援を通し、地域における体験活動の充実を図ります。(再掲)
【県民生活部】
- 子供の学ぶ力や生きる力の向上と地域で子供を育てる仕組みづくりを推進するため、大学やNPO、青年会議所等が連携して実施する「子ども大学」の更なる充実を支援します。【教育局】

② 普及啓発、気運の醸成

- 地域や企業と協力しながら、子育て家庭優待制度などについて、より利用しやすくなるよう拡充を図ります。【福祉部】
- 「彩の国教育の日」(11月1日)及び「彩の国教育週間」(11月1日から7日まで)における学校公開や講演等の取組を通じて、教育に対する県民の理解を深め、関心を高めます。【教育局】

施策の方向性2 青少年を取り巻く社会環境の整備

インターネットにおける違法・有害情報から青少年を守る取組を進めるとともに、犯罪に巻き込まれない安全・安心な社会環境づくりに取り組みます。

また、交通事故などの安全教育を推進するとともに、いじめなど子供の権利侵害の問題にも取り組みます。

施策

(1) インターネット対策の推進

- ネットアドバイザーの派遣を通じ、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。【県民生活部】
- サイバーパトロールの実施やネット防犯パトロールボランティアからの通報などにより、インターネット上に氾濫する違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。【警察本部】
- フィルタリングサービスの活用など、インターネット上の有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。【県民生活部】

(2) 犯罪被害防止対策の推進

① 防犯に対する意識の啓発

- 学校・家庭・地域が連携した防犯教室等を実施し、児童生徒の防犯意識の向上を図ります。【教育局】
- 児童の性的被害を防止するための広報、啓発活動に取り組みます。【県民生活部、警察本部】

② 安心・安全なまちづくりの推進

- 「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」による「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進します。【県民生活部】
- 県民が結成する自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」等によるパトロール活動を支援します。【県民生活部】
- 防犯カメラの設置など、市町村の行う子供の安全・安心に関する事業を支援します。【県民生活部】

- 児童生徒の登下校の見守りなど、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで学校安全に取り組みます。【教育局】
- 犯罪から子供を守るため、防犯情報や事件情報等の発信を行います。【警察本部】

(3) 交通安全対策・災害安全教育の推進

- 県・警察本部・教育委員会・関係機関・団体が連携して、交通安全運動など交通安全対策に取り組みます。【県民生活部、教育局、警察本部】
- 交通安全教室の実施などを通じて、自転車による交通事故の防止とマナーアップに取り組みます。【教育局、警察本部】
- 学校における避難訓練を計画的に実施し、児童生徒の危機対応能力の基礎を培います。
また、危機管理マニュアルの充実や教職員を対象とした研修を充実します。【教育局】

(4) 子供の権利救済・相談体制の整備

- いじめや体罰などの子供の権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、子供の気持ちを最優先に考えて相談に応じます。【福祉部】
- 子供の権利侵害の問題を解決するため、専門家による委員会での審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。【福祉部】

(5) 地域環境の整備・充実

① 子育て環境の充実

- 子育て家庭が交流や相談ができる地域子育て支援拠点の運営費を助成し、市町村を支援します。【福祉部】
- 子育て援助を行いたい方と援助を受けたい方とをコーディネートし、地域での支え合いを調整するファミリー・サポート・センターの運営費を助成し、市町村を支援します。【福祉部】

② 自然環境や都市公園等の整備

- 都市部の緑の保全・創出の気運の醸成を図るため、彩の国みどりのサポートズクラブの普及など、県民、NPO、事業者等の自主的な活動を支援します。【環境部】
- 県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するため、地域に親しまれる水辺環境の整備に取り組みます。【県土整備部】
- 県民生活に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションなどの憩いの場として活用できる安全でゆとりのある県営公園の整備を進めます。【都市整備部】

參考資料

1 指標一覧

基本目標Ⅰ 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援				
NO.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
1	地域の協力を得て実施する子供の体験教室の参加者数	11,707人 〔平成28年度〕 (2016)	20,000人 〔平成34年度〕 (2022)	青少年の健全育成のため、地域の人材等の協力を得て県が機会を提供する、文化・スポーツ・職業体験等の多様な体験教室への参加者数。 様々な体験が青少年の健全育成に有用であることから、この指標を選定。
2	身に付けている「規律ある態度」の状況 ・児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合 ・身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合	小学校 93.3% 中学校 91.7% 〔平成29年度〕 (2017) 小学校 54.7% 中学校 48.8% 〔平成29年度〕 (2017)	小学校 100% 中学校 100% 〔平成34年度〕 (2022) 小学校 56.0%以上 中学校 57.0%以上 〔平成34年度〕 (2022)	県が設定した「規律ある態度」(各学年12項目)のうち、小学校2年生～中学校3年生の8割以上が身に付けている項目の割合。 小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの間に、身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合(小4・小6の両時期に全項目を身に付けている児童を含む。中学生も同様)。 「規律ある態度」を着実に身に付けさせるためには、全体の達成状況に加え、個々の児童生徒の達成状況を把握する必要があることから、この指標を選定。
3	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用の割合	6.1% 〔平成28年度〕 (2016)	5.8% 〔平成33年度〕 (2021)	県内大学新規卒業者に占める不安定雇業者(非正規雇業者、一時的仕事に就いている者)の割合。 若者の就業支援を行う上で、正規雇用を希望しながら、やむを得ず非正規として働く者を減少させることを目指し、この指標を選定。

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援				
NO.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
4	声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数	12市町村 〔平成29年度〕 (2017)	57市町村 〔平成34年度〕 (2022)	青少年への積極的な声かけを行う、非行防止夜間パトロールを実施する市町村数。 地域全体で青少年を見守り、健全育成を図る取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
5	公立高等学校における中途退学者数及び割合	全日制 1,085人 0.93% 定時制 405人 8.03% 〔平成28年度〕 (2016)	全日制 1,180人以下 1.00%以下 定時制 550人以下 9.64%以下 〔平成34年度〕 (2022)	公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の数及び割合。 中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
6	生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	38.1% 〔平成28年度〕 (2016)	60.0% 〔平成33年度〕 (2021)	生活保護世帯の学習支援対象者のうち、中学3年生が学習支援事業を利用する率。 生活保護世帯の子供たちが、高校に進学して卒業し、安定した仕事に就くことが重要であることから、この指標を選定。

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える環境の整備				
NO.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
7	家庭内でスマートフォン等の利用のルールを決めている割合	75.6% 〔平成28年度〕 (2016)	100% 〔平成34年度〕 (2022)	埼玉県ネットアドバイザーによる啓発講座参加者アンケートにおいて、家庭内でルールを「決めている」と回答した保護者の割合。スマートフォン等の普及に伴う青少年のネットトラブル防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
8	青少年健全育成活動実施企業・団体等の数	409社・団体 〔平成28年度〕 (2016)	650社・団体 〔平成34年度〕 (2022)	青少年育成埼玉県民運動における事業や県が実施する青少年健全育成のための体験事業などに参画する企業・団体等の数。青少年の健全育成活動には様々な主体が参画し、地域全体で青少年を見守り育てることが必要なことから、この指標を選定。
9	学校応援コーディネーターの人数	2,271人 〔平成28年度末〕 (2016)	3,100人 〔平成33年度末〕 (2021)	公立小・中学校と「学校応援団」の調整（コーディネート）を行う人の数。学校応援コーディネーターが増えることが「学校応援団」の活動の充実に寄与することから、この指標を選定。

2 埼玉県青少年健全育成条例

昭和 58 年条例第 28 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 県が行う施策（第九条—第十条）
- 第三章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止（第十一条—第二十三条）
- 第四章 雑則（第二十三条の二—第二十七条）
- 第五章 罰則（第二十八条—第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにし、県が行う施策を定めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長するように青少年を育成するものとする。

（定義）

第三条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- 三 図書等 図書、雑誌、絵画、写真、映写用フィルム、レコード並びに録音又は録画された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- 四 図書等取扱業者 図書等を販売し、若しくは貸し付け、又は客に図書等の閲覧をさせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第六項第三号及び第五号に規定する営業を除く。）を行う者をいう。
- 五 がん具等 がん具、刃物その他の器具類をいう。
- 六 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- 七 自動販売業者 自動販売機等を用いて図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む者をいう。
- 八 自動販売機等管理者 自動販売機等に図書等又はがん具等を収納し、及び除去する業務を行う者をいう。
- 九 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物等を公衆に見せ、又は聴かせることをいう。
- 十 利用カード等 風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業等」という。）を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、当該役務の提供される時間に応ずる対価を得て発行されるものをいう。

（県の責務）

第四条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定し、国及び市町村と密接に連携して、これを実施するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

（県民の責務）

第六条 県民は、相互に連携して、地域の青少年の健全育成に配慮し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に行うように努めるものとする。

- 一 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 二 青少年の社会参加の促進
- 三 青少年の規範意識高揚のための啓発
(保護者の責務)

第七条 保護者は、健全な環境の中で正しい愛情と知識をもつて青少年を育成するとともに、青少年の健全な育成に関する講習に参加するように努めなければならない。

(青少年の努力)

第七条の二 青少年は、その発達段階に応じて、次代を担う者としての自覚に基づき、自主性及び責任感を持つとともに、豊かな心を育むように努めるものとする。

(施策等の公表)

第七条の三 知事は、毎年、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

(条例の解釈適用)

第八条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第二章 県が行う施策

(施策の実施)

第九条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を積極的に実施するものとする。

- 一 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の健全な育成に関する講習等による保護者の指導
- 三 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進
- 四 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動に対する援助
- 五 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- 六 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 七 青少年の非行の防止
- 八 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- 九 青少年の健全な育成に関する調査、研究及び情報の提供
- 十 その他青少年の健全な育成を図るために必要な施策

(推進体制の整備)

第九条の二 県は、市町村、事業者及び県民と連携して青少年の健全な育成を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(優良な図書等及び興行の推奨)

第十条 知事は、図書等又は興行で、その内容が青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められるものを推奨することができる。

第三章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止

(有害図書等の指定及び売買等の禁止)

第十一条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- 一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 二 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 三 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 次に掲げる図書等は、前項の規定により指定された図書等とみなす。

- 一 図書又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で別表第一に掲げるもの(次号及び第十六条の二第二項において「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数の合計が二十ページ以上であるもの又は

当該図書若しくは雑誌のページの総数の五分の一以上であるもの

二 録画された磁気テープ又は光ディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間の合計が三分以上であるもの又は当該場面の数が二十以上であるもの

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定された図書等（前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

（有害図書等の陳列の制限等）

第十一条の二 図書等取扱業者は、前条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所に、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。

3 知事は、図書等取扱業者が前項の規定に違反して区分せず、又は表示しないで有害図書等を陳列していると認めるときは、当該図書等取扱業者に対し、同項の規定による区分又は表示をすべきことを命ずることができる。

（有害がん具等の指定及び売買等の禁止）

第十二条 知事は、がん具等の構造等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

二 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 専ら性的な行為の用に供する器具類であつて、別表第二に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具等とみなす。

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定されたがん具等（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具等を含む。以下「有害がん具等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は所持させてはならない。

4 何人も、青少年に対し、有害がん具等（第一項第二号に係るものを除く。）を見せ、又は触れさせてはならない。

（図書等又はがん具等の自動販売機等の設置等の届出）

第十二条の二 図書等又はがん具等の自動販売機等を設置しようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 自動販売機等の設置場所

三 自動販売機等管理者の氏名及び住所

四 自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該自動販売機等の設置を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等管理者の設置）

第十三条 自動販売業者は、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、自動販売機等管理者を置かなければならない。

（自動販売業者等の表示）

第十三条の二 自動販売業者は、規則で定めるところにより、自動販売機等に第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項を表示しなければならない。

(自動販売機等への有害図書等及び有害がん具等の収納の禁止等)

第十四条 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等になつたときは、当該図書等又はがん具等を直ちに自動販売機等から除去しなければならない。

3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等又は第十二条第一項各号のいずれかに該当すると認められるがん具等を自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

(自動販売機等に関する適用除外)

第十五条 第十二条の二から前条までの規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書等又はがん具等の購入又は借受けをすることができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

(有害興行の指定及び入場の禁止)

第十六条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 前項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に青少年を客として入場させてはならない。

3 第一項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

(有害広告文書の指定及び配布等の禁止等)

第十六条の二 知事は、広告文書(散らしその他の営業の広告に関する印刷物をいう。以下同じ。)の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告文書を青少年に有害な広告文書として指定することができる。

2 広告文書であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)を掲載するものは、前項の規定により指定された広告文書とみなす。

3 広告文書の広告主又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「広告主等」という。)は、第一項の規定により指定された広告文書(前項の規定により指定されたものとみなされる広告文書を含む。以下「有害広告文書」という。)を青少年に配布してはならない。

4 広告主等は、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で頒布する場合その他青少年が有害広告文書を容易に見るおそれのない方法で頒布する場合については、この限りでない。

5 知事は、広告主等が前二項の規定に違反して有害広告文書を配布し、又は頒布していると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

(有害広告物に対する措置)

第十七条 知事は、広告物(看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示され、又は掲出されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。)の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告物を表示し、掲出し、又は管理する者に対し、その内容の変更又は除去を命ずることができる。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から見えない場所に表示し、又は掲出されている広告物については、適用しない。

(利用カード等の売買等の禁止)

第十七条の二 何人も、青少年に対し、利用カード等を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された店舗型電話異性紹介営業等を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

(自動販売機等への利用カード等の収納の禁止)

第十七条の三 利用カード等を販売する営業を営む者は、利用カード等を自動販売機等に収納してはならない。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から利用カード等を購入することができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。
(金銭貸付け等の禁止)

第十八条 質屋(質屋営業法(昭和三十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。)は、物品(同条第一項に規定する物品をいう。)を質に取つて青少年に金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商(古物営業法(昭和三十四年法律第百八号)第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、古物(同条第一項に規定する古物をいう。以下同じ。)を青少年から買い受け、青少年を相手として交換し、又は青少年から古物の売買取引若しくは交換の委託を受けてはならない。

3 貸金業(貸金業法(昭和三十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業をいう。以下同じ。)を営む者は、青少年に対し、金銭の貸付け又は金銭の借入れの媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の受入れの媒介を含む。)をしてはならない。

4 前三項の規定は、当該青少年が親権を行う者又は後見人の同意を得たと認められるときは、適用しない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第十八条の二 何人も、青少年から着用済み下着等(着用した下着又はだ液若しくはふん尿(これらに該当すると称したものを含む。))をいう。以下同じ。)を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。

2 何人も、青少年に対し、着用済み下着等を販売してはならない。

(勧誘行為の禁止)

第十八条の三 何人も、青少年に対し、次の行為を行つてはならない。

- 一 着用済み下着等を売却するように勧誘すること。
- 二 性風俗関連特殊営業(風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 三 接待飲食等営業(風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第一号に該当する営業をいう。)の客となるように勧誘すること。

(淫らな性行為等の禁止)

第十九条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)

第十九条の二 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第二十条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 淫らな性行為又はわいせつな行為
- 二 暴行又は脅迫
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用
- 四 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、充填料若しくは塗料の不健全な使用
- 五 賭博
- 六 喫煙又は飲酒
- 七 第十八条の二第一項に規定する行為
- 八 前条に規定する行為

(深夜に外出させる行為の制限)

第二十一条 保護者は、深夜(午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 保護者以外の者は、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を外出させてはな

らない。

- 3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における施設への入場の禁止)

第二十一条の二 次に掲げる営業を行う者(次項において「営業者」という。)は、当該営業を行う施設に深夜において青少年を客として入場させてはならない。

- 一 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業
- 二 個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業(風適法第二条第六項第三号に規定する営業を除く。)又はインターネットの利用を行わせる営業

- 2 営業者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う施設に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

(インターネットの利用の制限)

第二十一条の三 保護者及びインターネットを利用することができる端末装置を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報(次条第二項において「有害情報」という。)を青少年に閲覧、書き込み又は掲載をさせないように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧の制限)

第二十一条の四 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下この条において「法」という。)第十五条ただし書の規定によりフィルタリングサービス(法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用しない旨の申出又は法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面(規則で定める方法による申出をする場合においては、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。)に代えることができる。第三項及び第四項において同じ。)を携帯電話インターネット事業者等(法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 一 青少年が携帯電話インターネット接続役務(法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を締結する場合
- 二 青少年を携帯電話端末等(法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を保護者が締結する場合

- 2 携帯電話インターネット事業者等は、前項各号に規定する契約(当該契約の内容を変更する契約にあつては、同項の書面が提出される場合に限る。)を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があることその他の規則で定める事項を記載した説明書を交付しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット事業者(法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。)は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。

- 4 携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約の締結に当たり、特定携帯電話端末等(法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を販売する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、当該特定携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じないことができる。

- 5 第三項又は前項に規定する場合において、携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、次に掲げるいずれかを保存しなければならない。

- 一 第一項の書面又はその写し
 - 二 第一項の書面（電磁的記録を含む。次号において同じ。）が記録された規則で定める記録媒体（次号において「記録媒体」という。）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、第一項の書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面又は記録媒体
 - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
- 6 保護者は、前条の趣旨にのつとり法第十四条の規定による携帯電話インターネット事業者等の説明を聴くように努めるとともに、その監護する青少年（第一項第一号に規定する契約を締結する者又は現に使用している特定携帯電話端末等を他の特定携帯電話端末等に変更して使用するための手続をする者に限る。）に対する当該携帯電話インターネット事業者等の説明が円滑に行われるよう当該携帯電話インターネット事業者等への協力を努めなければならない。
- 7 知事は、携帯電話インターネット事業者等が第二項、第三項、第四項又は第五項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 8 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務の提供を受けている、又は特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置を講じていないと認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提示を求めることができる。
- 9 知事は、第七項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者等が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 10 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 11 県は、法第十四条及び第二項の規定による携帯電話インターネット事業者等の説明が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発等によりその取組に協力するとともに、前条の趣旨を踏まえ、保護者及び青少年、関係事業者その他青少年の健全な育成に取り組むものに対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（遊技場における非行の防止）
- 第二十二条 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。）又は第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う者及びこれらの営業を行う場所を管理する者は、当該場所において、青少年が喫煙、飲酒その他の非行をしないようその防止に努めなければならない。
（旅館業等を営む者の届出）
- 第二十三条 旅館業（旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業をいう。）、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業をいう。）又は住宅宿泊管理業（同条第六項に規定する住宅宿泊管理業をいう。）を営む者は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動に明らかに不審な点があると認められる青少年が客として宿泊した場合は、速やかに警察官に届け出るように努めなければならない。

第四章 雑則

（県民の申出）

- 第二十三条の二 県民は、第十条の規定による推奨、第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十六条の二第一項の規定による指定又は第十一条の二第三項、第十六条の二第五項若しくは第十七条第一項の規定による命令をすべき旨を知事に申し出ることができる。
（推奨及び指定の告示等）
- 第二十四条 第十条の規定による推奨及び第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定による指定は、埼玉県報に告示することにより行うものとする。
- 2 知事は、前項の推奨又は指定をしたときは、その旨を規則で指定する新聞に掲載するものとする。
（審議会への諮問）

第二十五条 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会（以下この条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

- 一 第十条の規定により推奨をしようとするとき。
- 二 第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定により指定をしようとするとき。
- 三 第十一条の二第二項又は第二十一条の四第一項若しくは第二項の規則を定めようとするとき。
- 四 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項又は第十七条第一項の規定により措置を命じようとするとき。
- 五 第二十一条の四第七項の規定により勧告をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会に諮問しないで推奨、指定、命令又は勧告をしたときは、審議会にその旨を通知しなければならない。

（立入調査）

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 一 図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所
- 二 興行を行う場所
- 三 利用カード等の販売を営む場所
- 四 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所
- 五 第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う場所
- 六 インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所
- 七 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場
- 八 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。）を行う場所

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

（罰則）

第二十八条 第十九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の二 第十九条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の三第一項、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第二項、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者
- 二 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項又は第十七条第一項の規定による命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十三条の二の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- 三 第十六条第三項又は第二十一条の二第二項の規定に違反した者
- 四 第二十六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十六条第二項、第十七条の二、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第一項若しくは第二項、第十九条の二、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者は、当該

青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十八条から第二十九条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(罰則の適用除外)

第三十三条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十八年十月一日から施行する。
(既設の図書等自動販売機に係る適用)
- 2 この条例の施行の際現に設置されている図書等の自動販売機に係る第十三条第二項前段及び第三項の適用については、これらの規定中「当該置いた日」又は「その設置の日」とあるのは、それぞれ「この条例の施行の日」とする。
(埼玉県青少年愛護条例の廃止)
- 3 埼玉県青少年愛護条例(昭和三十五年埼玉県条例第五十一号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 4 旧条例第六条第一項の規定によりされた指定はこの条例第十一条第一項又は第十六条第一項の規定によりされた指定と、旧条例第七条の規定によりされた命令はこの条例第十七条第一項の規定によりされた命令と、旧条例第十一条第二項の規定によりされた指定はこの条例第十二条第一項の規定によりされた指定とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)
- 6 執行機関の附属機関に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一の表埼玉県青少年愛護審議会の項を次のように改める。

埼玉県青少年健全育成審議会	知事の諮問に応じ、青少年の健全育成に関する重要事項を調査審議する。
---------------	-----------------------------------

附 則(昭和五十八年十月十二日条例第三十七号)

この条例は、昭和五十八年十一月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年十二月二十五日条例第四十七号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十六号)の施行の日(昭和六十年二月十三日)から施行する。
附 則(平成二年十月十七日条例第四十二号)
 - 1 この条例は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の第二十一条の二第一項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。
附 則(平成四年三月三十日条例第十一号)
- この条例は、平成四年五月一日から施行する。
- 附 則(平成八年三月二十九日条例第四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。
(図書等又はがん具等の自動販売機等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に図書等又はがん具等の自動販売機等を設置している者については、その者を改正後の埼玉県青少年健全育成条例(以下「改正後の条例」という。)第十二条の二第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成八年埼玉県条

例第四号)の施行の日から一月以内に」とする。

(テレホンクラブ等に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等を営んでいる者については、その者を改正後の条例第十七条の二第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成八年埼玉県条例第四号)の施行の日から一月以内に」とする。
 - 4 前項に規定する者の当該テレホンクラブ等については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から一月を経過する日(その日以前に同項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十七条の二第一項の規定による届出をした場合にあつては、その届出をした日)までの間は、改正後の条例第十七条の三第一項の規定は、適用しない。
 - 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第十七条の三第一項に規定する区域内においてテレホンクラブ等を営んでいる者が第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十七条の二第一項の規定により施行日から一月以内に届出をした場合においては、当該届出に係るテレホンクラブ等については、施行日から二年間は、改正後の条例第十七条の三第一項の規定は、適用しない。
 - 6 第三項に規定する者(前項に規定する者を除く。)が第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十七条の二第一項の規定により施行日から一月以内に届出をした場合においては、当該届出に係るテレホンクラブ等を営む者は、改正後の条例第十七条の三第二項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用の際現に改正後の条例第十七条の二第一項の規定による届出をして当該テレホンクラブ等を営んでいる者とみなす。
- (利用カード等の自動販売機等に関する経過措置)
- 7 この条例の施行の際現に利用カード等が収納されている自動販売機等については、施行日から六月間は、改正後の条例第十七条の八第一項の規定は、適用しない。

附 則(平成八年十月十八日条例第三十八号)

この条例は、平成九年一月一日から施行する。

附 則(平成十一年十月十九日条例第五十号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成十一年十月規則第九十号で、同十一年十一月一日から施行)

附 則(平成十二年三月二十四日条例第五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則(平成十三年十二月二十八日条例第七十八号)
- (施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。
- (経過措置)

- 2 この条例の施行前にした改正前の埼玉県青少年健全育成条例(以下「旧条例」という。)第十七条の五第二項の指示又は同条例第十七条の六第一項各号のいずれかに該当する行為に係る営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第十七条の六第一項又は第二項の規定による命令及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成十六年十月十五日条例第五十五号)

- 1 この条例は、平成十七年二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十一条の二第二項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則(平成十九年十月九日条例第五十三号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十四日条例第六十二号）

- 1 この条例は、平成二十一年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に店舗型異性紹介営業を営んでいる者については、その者を改正後の第十七条の四第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成二十年埼玉県条例第六十二号）の施行の日から一月以内に」とする。

附 則（平成二十二年三月三十日条例第十一号）

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二十一条の四第一項及び第二項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則（平成二十二年十月十九日条例第四十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前にした改正前の埼玉県青少年健全育成条例（次項において「旧条例」という。）第十七条の八各号のいずれかに該当する行為に係る店舗型異性紹介営業の全部又は一部を停止すべき旨の命令については、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第十七条の八の規定による命令及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年十二月二十五日条例第六十一号）

この条例は、平成二十五年二月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二十九日条例第三十七号）

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日条例第六十九号）

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日条例第九号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第二十一条の四第一項の改正規定（「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に改める部分に限る。） 公布の日
- 2 第二十三条の改正規定 平成三十年六月十五日

別表第一（第十一条関係）

- 一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態
 - イ 大たい部を開いた姿態
 - ロ 陰部又はでん部を誇示した姿態
 - ハ 性行為を連想させる姿態
 - ニ 排せつの姿態
 - ホ 緊縛された姿態
- 二 性的な行為
 - イ 男女間の性行為
 - ロ 同性間の性行為
 - ハ 自慰の行為
 - ニ 強姦（かん）その他の陵辱行為
 - ホ 変態性欲に基づく行為

別表第二（第十二条関係）

- 一 性器の形状又はこれに著しく類似する形状をしている器具類
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する器具類

3 子ども・若者育成支援推進法

平成 21 年法律第 71 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
- 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
- 第五章 罰則（第三十四条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととも次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成

支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要

な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

（関係機関等による支援）

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（人材の養成等）

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 用語の解説

行	頁	用語	説明
あ	7	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT (Information Technology: 情報技術)があるが、国際的にはICTの方が普及している。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でもICTという表現が定着しつつある。
	37 38	インターンシップ	生徒が企業などの職場で体験的に働き、職業や仕事の実際について学ぶとともに働く人々との関わりを持つことで、職業観・勤労観、社会性を養い、自己の将来の生き方・在り方の意識を高める取組。 また、職業意識を醸成し、適切な職業選択を促進するために、企業などで実習・研修的な就業体験をする制度。
	47	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
	43	オレンジリボン	児童虐待の現状を広く知らせ、児童虐待を防止し、虐待を受けた子供が幸福になれるようにという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広めていく市民運動。児童虐待防止推進月間である11月には、国や地方公共団体でオレンジリボンを活用した啓発活動を実施している。
か	48	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	48	学校評価・学校関係者評価	学校教育法第42条を根拠とする評価制度。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価（自己評価）、保護者など学校関係者による評価（学校関係者評価）のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価（第三者評価）がある。
	34	学校ファーム	小・中学校に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。
	47	家庭の日	毎月第3日曜日。家族で過ごすことで、改めて家庭を振り返り、明るい家庭づくりを考える日。
	52	川の国埼玉	河川の県土に占める面積割合（3.9%）が日本一であるなどの本県が持つ川のポテンシャルを生かして、豊かな川の環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる姿を「川の国埼玉」として目標に定めたもの。
	9	完全失業率	総務省の労働力調査による15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。 ①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった（就業者でない）、②仕事があればすぐに就くことができる、③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合も含む）。
	46	危険ドラッグ	麻薬や覚醒剤ではないが、それらと同じような幻覚や興奮作用などの有害性が疑われる薬物。規制を逃れるために使用目的を芳香剤、ビデオクリーナー、研究用試薬、鑑賞用植物、ハーブ、お香などと偽り、インターネットなどで販売されている。
	37	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	36	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。
	30 38	グローバル人材	グローバル化の進展に対応することができる高度な知識及び能力を有し、かつ世界的規模で活動することができる人材。

行	頁	用語	説明
か	37	高等技術専門校	職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。職業能力開発センターでは障害者を対象とした職業訓練も実施している。
	49	子ども大学	地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子供（小学校4年生～6年生）の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしぐみ追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。
	47	子ども読書支援センター	平成17年4月、県立久喜図書館に設置された機能。センターでは、子供読書に関する各種資料や豊富な児童書を取りそろえるとともに、子供読書活動に関わる方々からの相談に対して助言を行うなど、子供読書活動を支援する様々な事業を展開している。
さ	34	埼玉の子ども70万人体験活動	子供の社会力と豊かな人間性の育成を図るため、すべての小・中・高校生に対する体験活動の機会を充実させる取組。
	11 外	埼玉青少年の意識と行動調査	現在の青少年の意識と行動の変化を把握するとともに、青少年行政の基礎資料とすることを目的に、埼玉県が実施している調査。調査対象者は、県内に在住する満10歳から満14歳までの青少年とその保護者及び満15歳から満30歳までの青少年。
	49	彩の国教育の日・彩の国教育週間	県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域の連携の下、県民が一体となって教育に関する取組を推進する契機となるよう定めた日及び週間。11月1日が「彩の国教育の日」、11月1日から7日までが「彩の国教育週間」。
	40	支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校または学級以外に必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に支援籍を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。
	38	姉妹友好州省	メキシコ州（メキシコ）、山西省（中国）、クイーンズランド州（オーストラリア）、オハイオ州（アメリカ）、ブランデンブルグ州（ドイツ）と姉妹友好提携を結び、経済、環境、医療、教育など幅広い分野で交流を行っている。
	41	障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて知事が指定した社会福祉法人やNPO法人が運営している。
	36 47	推奨図書	青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められた図書のこと。県では毎年、乳幼児向け、小学校低学年向け、小学校中学年向け、小学校高学年向け、中学生向け、高校・青年向け図書を各5冊、合計30冊選定している。
	46	スクール・サポーター	元警察官・元教員を少年サポートセンターに配置し、中学校からの要請により、教職員やPTA等と連携し、学校における生徒の問題行動に対応しており、登下校時の挨拶指導や校内外の巡回、非行防止教室の開催等、幅広く校内の正常化に向けた支援活動を行なう。
	38	生活科学センター	消費生活に関する学習支援や情報提供、消費者活動・交流の支援などの機能を持つ施設で、川口市のSKIPシティに平成15年2月に開設。愛称は「彩の国くらしプラザ」。
	34 45 49	青少年育成埼玉県民会議	青少年の健全育成を図るため、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成関係者などにより組織された民間団体。
	45	青少年育成推進団体	青少年育成埼玉県民会議からの委嘱により、声かけ・あいさつ運動などを行っている地域の青少年育成ボランティア。
	34 49	青少年相談員	県からの委嘱により、子供達の良き友、理解者となって、子供達の健やかな成長のために活動する地域の青年ボランティア。
	36 44	性的マイノリティ	体の性と心の性が一致しない方や、好きになる性が同性や両方の性に向かう方などのこと。

行 た	頁	用語	説明
	47 51	地域子育て支援拠点	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供など、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。
	41	地域療育センター	作業療法士や臨床心理士などの専門職を配置し、発達障害の特性が気になる子供に個別療育と親支援を提供している。
	41	中核発達支援センター	発達障害の早期支援体制の充実を図るため、医療型障害児入所施設に医師などを配置した、発達障害児の診療・療育の拠点。
な	2 外	ニート	Not in Employment, Education or Trainingの略。15歳から34歳の非労働力人口（就業者と完全失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない者。
	39 50	ネットアドバイザー	県で養成・認定したアドバイザーで、主に小・中学校等に派遣してインターネットの危険性や保護者の役割について啓発する「子供安全見守り講座」の講師を務めている。
	23 30 39	ネットリテラシー	情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のことをいう。
は	17 41	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	41	発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	県が設置する発達障害に特化した就労支援センター。医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性があって就労に困難を抱える人に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動、職場定着までの支援をワンストップで行う。
	40	ひきこもり相談サポートセンター	国のひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）に基づき、埼玉県が設置（委託）した「ひきこもり地域支援センター」。ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、ひきこもりの状態にある本人や家族の相談に応じ、行政機関や民間団体などの適切な支援に結びつける。本センターに配置したひきこもり支援コーディネーターを中心に、関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報の提供など、ひきこもり支援の拠点としての役割を担う。
	9 38	非正規雇用者	期間の定めのないフルタイムの労働契約で働く労働者を正規雇用者とし、それ以外の雇用者の総称。総務省の労働力調査では、勤め先で一般社員・正社員などと呼ばれている人を「正規の従業員」、それ以外のパート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などを「非正規の従業員」と分類している。
	51	ファミリー・サポート・センター	市町村が設置する組織で、育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員で構成される。保育所への送迎や学童保育終了後に一時的に子供を預かるなど、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う。
	50	フィルタリング	インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。
	48	放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。
や	38 40	ヤングキャリアセンター埼玉	ハローワーク浦和・就業支援サテライト内の若者コーナーとして、39歳以下及び正社員経験の少ない44歳以下の方や学生を対象に、ハローワークと連携して就職相談から職業紹介までワンストップで支援する施設。
ら	9	リーマンショック	平成20年（2008年）9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。
わ	50	わがまち防犯隊	自主防犯活動団体の本県における愛称。平成18年度に公募により決定。
	40	若者自立支援センター埼玉	平成18年（2006年）6月、川口駅西口（川口若者ゆめワーク内）にオープン。NPO法人や関係行政機関等と連携し、39歳以下の若年無業者やその保護者を対象にキャリアカウンセラーや臨床心理士による相談業務、グループワークや職場体験などの就業支援事業を実施し、就業活動を総合的に支援している。





埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

毎月第3日曜日は「家庭の日」
家族のふれあいを大切にしましょう。

埼玉県青少年健全育成・支援プラン

平成30年6月発行
埼玉県県民生活部青少年課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL: 048-830-2905 ファクシミリ 048-830-4754

電子メール a2905@pref.saitama.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0307/>